

KA (D) - 21033
令和3年9月6日
原子燃料工業株式会社
東海事業所環境安全部

定期事業者検査報告書
(定期事業者検査開始時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の5第1項の規定に基づく原子燃料工業東海事業所の加工施設の定期事業者検査を開始しますので、同法同条第3項の規定及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の13第2項の規定に準じて下記のとおり報告いたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 原子燃料工業株式会社
住 所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
代表者の氏名 代表取締役社長 伊藤 義章

2. 加工施設を設置した事業所の名称及び所在地

名 称 原子燃料工業株式会社 東海事業所
所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字村松字平原3135番地41

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象 原子燃料工業株式会社東海事業所の加工施設
検査の方法 別添1の「検査計画・実績一覧表」のとおり
検査の期日 令和3年10月7日～令和4年3月31日

4. 検査の実績又は予定の概要

別添1の「検査計画・実績一覧表」のとおり

添付書類

1. 定期事業者検査の計画

○定期事業者検査に係る工程

検査対象である建物・構築物及び設備・機器の所管部が検査を実施する際、個々の検査に前後関係はないが、相互に影響し合わないよう部門間で調整を行って、各部の業務計画に従って順次検査を進める。この際、別添1の「検査計画・実績一覧表」に記したとおり、検査対象が工事準備中のため検査を実施できる状態にない設備があるため、これ以外の設備について、検査を実施する。また、加工施設の維持管理のために使用する設備は、可能な限り検査の対象とする。

○当該定期事業者検査期間中に実施する工事

新規制基準への適合のための以下の工事を実施する。

令和2年3月13日付原規規発第2003137号認可（第4次設工認）

○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目

施設管理の実施の計画として保安規定に基づいて定める保全計画に従って、定期事業者検査を実施する。検査項目は別添1の「検査計画・実績一覧表」に記したとおりであるが、検査対象が工事準備中のため検査を実施できる状態にない設備が含まれる。今回の定期事業者検査の開始にあたり検査を予定する設備について、施設管理の重要度、保全方式並びに定期事業者検査、巡視及び点検の実施頻度を検査項目毎にまとめ、別添2に示す。

○前回の定期事業者検査からの変更点

新規制基準への適合のための設工認申請及び工事の進捗を踏まえて、別添1及び別添2における設備等の整理を見直し、技術基準の対応整理を追加した。技術基準の対応整理を踏まえ、検査項目には、技術基準の第十二条（溢水）に適合している状態を維持していることを確認するための漏水検知器及び排水ポンプの作動検査を追加した。本検査の対象である地下式集合体貯蔵庫の漏水検知器・排水ポンプは従前の使用前検査後も定期的に漏水検知器及び排水ポンプの作動に係る試験を行っているものである。

2. 加工施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

施設管理の確実な実施による法令報告事象となる故障発生件数：0（回数／期間）

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ 施設管理実施計画の始期及び期間

令和3年10月7日～次の定期事業者検査の開始日前日まで。

ロ 加工施設の工事の方法及び期日

新規制基準への適合のための設工認申請に基づく以下の工事を実施する。

令和2年3月13日付原規規発第2003137号認可（第4次設工認）

- ハ 加工施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期
別添2の「施設管理実施計画」に示すとおり。
- ニ 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
- (1) 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査
- ① 検査中は液面高の検知機能が一時的に喪失する場合もあるため、検査中に上流工程からの排水を停止させるとともに検査中は水位を目視等で確認しながら検査を実施する。
- ② 検査実施の際は、検査により警報発報する旨の連絡又は表示を行う。
- (2) 非常用電源設備の作動検査
- 社内規定に基づき、給排気設備の停止措置を行い、措置の内容を設備管理部長が承認した後、核燃料取扱主任者の確認を受けてから検査を行う。
- (3) γ 線エリアモニタの警報作動検査
- ① 検査実施中は検査対象の検出部以外の近傍の検出部により検知機能を維持させることとし、設置場所ごとに1台ずつを検査対象とする。
- ② 検査実施の際は、検査により警報発報する旨の連絡又は表示を行う。
- (4) 排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査
- ① 社内規定に基づき、給排気設備の停止措置を行い、措置の内容を設備管理部長が承認した後、核燃料取扱主任者の確認を受けてから検査を行う。又は、検査対象以外の予備機に切り替えてから検査を行う。
- ② 検査実施の際は、検査により警報発報する旨の連絡又は表示を行う。
- (5) 設備内風速・負圧の確認検査
- 検査対象となる囲い式フード等設備内は、クリーニングが実施されており、放射性物質がないことを確認してから検査を行う。
- (6) 送排風機の起動停止インターロックの作動検査
- 社内規定に基づき、給排気設備の停止措置を行い、措置の内容を設備管理部長が承認した後、核燃料取扱主任者の確認を受けてから検査を行う。
4. 第三条の十第二項に規定する、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法に関するここと（一定の期間を含む。）
- 定期事業者検査項目の全てについて、一定の期間を12ヶ月として設定し、点検、部品の取替え、設備の劣化傾向の把握等を行うことにより、一定の期間において定期事業者検査の対象設備が技術基準に適合する状態を維持することを確実にする。

- 5．前回の定期事業者検査において提出した2．から4．に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類
該当なし。
- 6．前回の定期事業者検査において提出した2．又は3．に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類
該当なし。
- 7．前回の定期事業者検査において提出した4．に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあっては、第三条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類
該当なし。

別添1 検査計画・実績一覧表

検査番号	検査の項目	検査計画
1	自動火災報知設備の警報作動検査	R4/1/17～R4/2/28
2	可燃性ガス検知器の警報作動検査 ^{注1、注3}	—注1、注3
3	負圧警報装置の警報作動検査	R4/3/1～R4/3/31
4	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査 ^{注2}	R3/11/1～R3/12/28
5	連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査 ^{注1、注3}	—注1、注3
6	非常用電源設備の作動検査 ^{注2}	R4/1/17～R4/2/28
7	気体廃棄設備の処理能力検査	R4/1/17～R4/2/28
8	液体廃棄設備の処理能力検査	R3/11/1～R3/12/28
9	γ線エリアモニタの警報作動検査	R3/11/1～R3/12/28
10	排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	R3/11/1～R3/12/28
11	過加熱防止機構の作動検査 ^{注2、注3}	R3/11/1～R3/12/28
12	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査 ^{注1、注3}	—注1、注3
13	搬送設備の停電時保持能力検査 ^{注2、注3}	R3/10/7～R4/1/28
14	第1種管理区域の負圧確認検査 ^{注4}	R4/3/1～R4/3/31
15	設備内風速・負圧の確認検査 ^{注2、注3、注5}	R3/11/1～R4/2/28
16	濾過装置の性能確認検査	R4/1/17～R4/2/28
17	異常圧逃がし機構の作動検査 ^{注6}	—注6
18	失火検知機構の作動検査 ^{注6}	—注6
19	送排風機の起動停止インターロックの作動検査	R4/1/17～R4/2/28
20	バッチ供給インターロックの作動検査 ^{注2}	R3/11/1～R3/12/28
21	供給制限インターロックの作動検査 ^{注2、注3、注5}	R3/11/1～R3/12/28
22	フレームカーテンの作動状況確認検査 ^{注6}	—注6
23	パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査 ^{注6}	—注6
24	緊急遮断弁の作動検査 ^{注6}	—注6
25	漏水検知器及び排水ポンプの作動検査	R4/1/11～R4/3/31

注1：下記検査項目の対象設備は、令和3年度以降に予定している新規制基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、検査ができる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査

注2：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。それ以外の設備は、加工施設の維持管理に不可欠な活動として使用するため今回の検査対象とする。

- ・放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査
- ・非常用電源設備の作動検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・バッチ供給インターロックの作動検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注3：下記検査項目の一部対象設備は、今後の設工認を受けて撤去予定のものであるため、検査ができる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・過加熱防止機構の作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査
- ・搬送設備の停電時保持能力検査
- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注4：建物・構築物外壁の健全性に関する目視検査を含む。

注5：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。これら検査項目の対象設備は、従前の施設定期検査項目ではなく、従前の施設定期自主検査項目である。

- ・設備内風速・負圧の確認検査
- ・供給制限インターロックの作動検査

注6：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする。これら検査項目の対象設備は、今後の新規制基準対応工事により追加する機能に対するものである。

- ・異常圧逃がし機構の作動検査
- ・失火検知機構の作動検査
- ・フレームカーテンの作動状況確認検査
- ・パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査
- ・緊急遮断弁の作動検査

別添 2
施設管理実施計画

施設管理実施計画の記載について

1. 施設管理実施計画策定の基本方針

施設管理実施計画は、現行保安活動（設計、工事、試験、検査及び点検（巡視も含む。））を法令の技術基準の要求に照らして整理し、対象とする構造物、系統、設備、機器及び器具を選別して策定する。また、耐震重要度分類及び加工施設の運転への影響を考慮した施設管理重要度分類※1に応じて保全方式※2を策定する。なお、今後の新規制対応工事により設置する安全機能を有する施設は、その設置後に施設管理実施計画の対象とする。

※1:規格、運転経験、使用環境、劣化故障モード、機器等設計知見、科学的知見、高経年化技術を考慮すること。

※2:重要度に応じ、時間基準保全、状態基準保全、事後保全等の方式を選択すること。

2. 施設管理実施計画策定に係る個別方針

(1) 管理対象設備の選定

保全を行うべき対象範囲を以下の設備から選定し「保全対象一覧表」を策定する。ただし、消耗品、工具等の資機材は含めない。

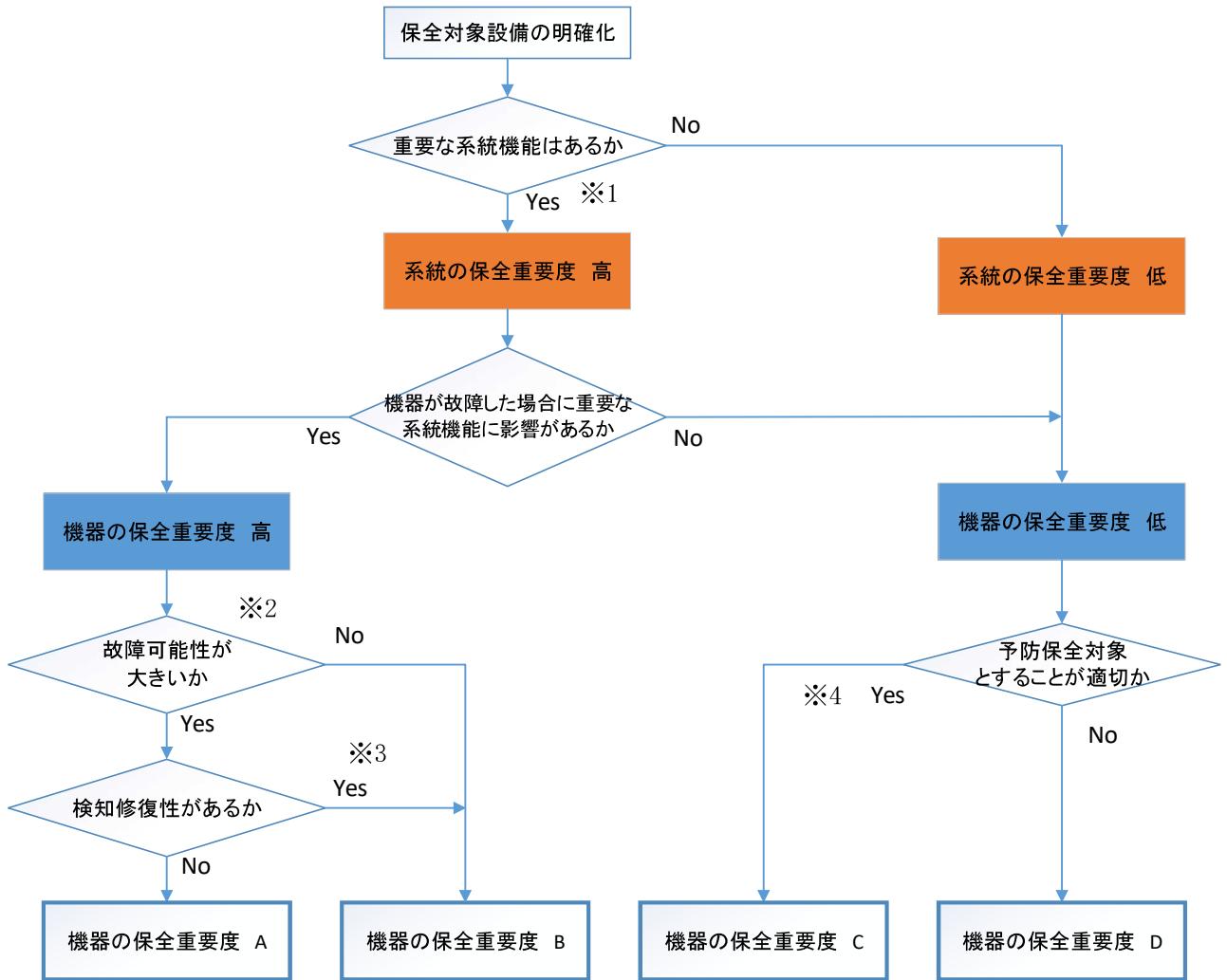
1. 安全機能を有する施設として加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置したもの
2. 上記の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの
3. その他自ら定める設備

(2) 施設管理の重要度の選定及び保全方式の選定

保全対象範囲について、系統ごとの範囲やその機能を明確にした上で、当該機器等の故障の影響、運転経験等を考慮して、「図1 保全重要度の設定フロー」に基づき保全重要度を設定する。

3. 記載に関する方針

- ・ 施設区分の欄には、当該加工施設を構成する施設区分名を記載する。以下に記載の例示を示す。
例：成形施設、貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設など
- ・ 設備名の欄には、上記区分を構成する設備名を記載する。以下に記載の例示を示す。
例：囲い式フードなど
- ・ 点検及び試験の項目の欄には、各管理部門で実施する試験、点検、巡視を記載する。以下に記載の例示を示す。
例：外観点検、機能・性能試験など
- ・ 保全重要度の欄には保全重要度を記載する。以下に記載の例を示す。
例：A、B、Cなど
- ・ 保全形式又は頻度の欄には実施頻度を記載する。頻度の記載は以下のとおり。
Y: 年、M:月、W:週、D: 日、WD:平日
なお、上記に該当するものが無い場合には実施する頻度を記載（例：使用の都度、取扱の都度など）



※1：水素ガス爆発の発生防止機能、影響緩和機能を重要な系統機能とする。

※2：過去の故障履歴の有無等を考慮し、点検を実施しなかった場合に、劣化による故障の可能性が大きい機器であるかを判断する。

※3：警報システム、巡視、状態監視等により、機能喪失に至る前に機器の劣化を検知できる場合は「検知修復性あり」とする。

※4：機器の故障が運転員に対して許容できない作業負担等になる場合、修理又は機器交換に許容できない時間等を要する場合。

図1 保全重要度の設定フロー

表1-1 施設管理実施計画(検査項目による整理)

検査番号	検査項目	検査対象			施設区分	点検及び試験の項目	保全形式 重要度 又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称				
1 自動火災報知設備の警報動作検査	1 加工工場	火災感知設備	自動火災報知設備	り、その他の加工施設	作動試験	C	12M	定事検は記録確認
	2 廃棄物処理棟	火災感知設備	自動火災報知設備	り、その他の加工施設	作動試験	C	12M	定事検は記録確認
	3 原料貯蔵庫	火災感知設備	自動火災報知設備	り、その他の加工施設	作動試験	C	12M	定事検は記録確認
	4 廃棄物倉庫Ⅰ	火災感知設備	自動火災報知設備	り、その他の加工施設	作動試験	C	12M	定事検は記録確認
	5 廃棄物倉庫Ⅱ	火災感知設備	自動火災報知設備	り、その他の加工施設	作動試験	C	12M	定事検は記録確認
2 可燃性ガス検知器の警報動作検査 ^{注1、注3}	1 加工工場 ベレット加工室Ⅰ	焼結炉 No. 1	一	へ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注1)
	2 加工工場 ベレット加工室Ⅰ	焼結炉 No. 2	一	へ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注1)
	3 加工工場 ベレット加工室Ⅱ	焼結炉 No. 3	一	へ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注1)
	4 加工工場 ベレット加工室 RI	焼結炉 RINo. 1	一	へ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注3)
	5 加工工場 ベレット加工室 RII	焼結炉 RII	一	へ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注1)
	6 廃棄物処理棟 戸室	焼却炉	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注1)
	1 加工工場 ベレット加工室 I	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	2 加工工場 ベレット加工室 II	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	3 加工工場 ベレット加工室 RI	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	4 加工工場 粉末調整室	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
3 負圧警報装置の警報動作検査	5 加工工場 製造支援室	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	6 加工工場 隔離処理室	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	7 加工工場 ベレット加工室 RII	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	8 加工工場 更衣室	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	9 加工工場 分析室 I	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	10 加工工場 分析室 II	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	11 加工工場 分析室 III	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	12 加工工場 排気室	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	13 加工工場 原料貯蔵室 I	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	14 廃棄物処理棟 廃棄物保管室 II	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	15 廃棄物処理棟 廃液処理室	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	16 廃棄物処理棟 更衣室	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	17 廃棄物処理棟 陰性物處理室 I	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	18 廃棄物処理棟 陰性物處理室 II	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	19 廃棄物処理棟 炉室	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
	20 廃棄物処理棟 排気室	差圧警報器	一	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	計器校正	C	12M	
4 放射性液体廃棄物の処理施設の該面高機能警報装置の警報動作検査 ^{注2}	1 加工工場 廃液処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	2 加工工場 廃液処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	3 加工工場 廃液処理室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	4 加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	蒸発乾固装置 No. 2 水槽①	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	5 加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	蒸発乾固装置 No. 2 水槽②	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	6 加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	レシーバー	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	7 加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	凝集沈殿槽	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	8 加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	受水集水槽	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	9 加工工場 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯溜設備	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	10 加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No. 2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	11 加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	12 加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	13 加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	レシーバー	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	14 廃棄物処理棟 廃液処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	15 廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	受水集水槽	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	16 廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯溜設備	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	17 廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯溜設備	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	18 廃棄物処理棟 廃液処理室	排液貯溜設備	排液貯溜設備	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)

表1-1 施設管理実施計画(検査項目による整理)

検査番号	検査項目	検査対象			機器名	施設区分	点検及び試験の項目	保全形式 重要度	保全形式 又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称						
5	非常用電源設備の動作検査 ^{注1、注2}	1	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注1)
		2	加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 2	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注1)
		3	加工工場 ベレット加工室 II	焼結炉 No. 3	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注1)
		4	加工工場 ベレット加工室 RI	焼結炉 RINo. 1	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注3)
		5	加工工場 ベレット加工室 RII	焼結炉 RII	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注1)
6	液体廃棄設備の処理能力検査	1	機械棟(屋外)	ディーゼル式発電機 No. 1	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	—
		2	機械棟(屋内)	ディーゼル式発電機 No. 2	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	—
		3	機械棟(屋外)	ディーゼル式発電機 No. 3	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	—
		4	廃棄物処理棟(屋外)	ディーゼル式発電機(廃棄物処理機用)	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	—
		5	機械棟(屋内)	ディーゼル式発電機(事務棟通用)	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)
7	気体廃棄設備の処理能力検査	6	部材棟二次変電所	ディーゼル式発電機(対策本部用)	—	リ、その他の加工施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)
		1	加工工場	气体廃棄設備(F-1, 2, 4, 5, 6 系統)	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	—
		2	加工工場	气体廃棄設備(F-11, 12, 13, 14, 15 系統)	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	—
		3	廃棄物処理棟	气体廃棄設備(EF-1 系統)	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	—
		4	廃棄物処理棟	气体廃棄設備(EF-2 系統)	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	—
8	液体廃棄設備の処理能力検査	1	加工工場 廉波処理室	排液貯槽設備	排液貯槽 No. 1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	—
		2	加工工場 廉波処理室	排液貯槽設備	排液貯槽 No. 2	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	—
		3	加工工場 廉波処理室	排液貯槽設備	排液貯槽 No. 3	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	—
		4	加工工場 廉波処理室	排液貯槽設備	排液貯槽 No. 4	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	—
		5	廃棄物処理棟 廉波処理室	排液貯槽設備	排液貯槽 No. 1	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	—
9	排気・リサイクル装置の警報動作検査	6	加工工場 ベレット貯蔵室	エリアモニタ I	エリアモニタ No. 1	ト、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		7	加工工場 ベレット加工室 I	エリアモニタ No. 2	エリアモニタ No. 2	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		8	加工工場 原料貯蔵室	エリアモニタ No. 3	エリアモニタ No. 3	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		9	加工工場 原料貯蔵室 I	エリアモニタ No. 4	エリアモニタ No. 4	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		10	加工工場 ベレット加工室 RII	エリアモニタ No. 6	エリアモニタ No. 6	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
10	排気・リサイクル装置の警報動作検査	11	加工工場 ベレット加工室 RII	エリアモニタ No. 7	エリアモニタ No. 7	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		12	加工工場 ベレット加工室 RII	エリアモニタ No. 10	エリアモニタ No. 10	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		13	原料貯蔵庫 原料貯蔵室 VI	エリアモニタ No. 11	エリアモニタ No. 11	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		14	加工工場 燃料棒保管室	エリアモニタ No. 12	エリアモニタ No. 12	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		15	加工工場 集合体貯蔵室	エリアモニタ No. 13	エリアモニタ No. 13	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
11	排気・リサイクル装置の警報動作検査	16	加工工場 容器保管室	エリアモニタ No. 14	エリアモニタ No. 14	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		17	加工工場 ベレット加工室 RII	エリアモニタ No. 15	エリアモニタ No. 15	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		18	原料貯蔵庫 原料貯蔵室 III	エリアモニタ No. 9	エリアモニタ No. 9	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		19	加工工場 給気室 I	ダストモニタ (排気用モニタ I)	—	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		20	加工工場 給気室 I	ダストモニタ (排気用モニタ II)	—	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
12	排気・リサイクル装置の警報動作検査	21	加工工場 給気室 I	ダストモニタ (排気用モニタ II)	—	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		22	加工工場 給気室 I	ダストモニタ (排気用モニタ II)	—	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		23	加工工場 給気室 I	ダストモニタ (排気用モニタ II)	—	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		24	加工工場 排気室	ダストモニタ (換気用モニタ I)	—	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		25	加工工場 排気室	ダストモニタ (換気用モニタ II)	—	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
13	排気・リサイクル装置の警報動作検査	26	加工工場 排気室	ダストモニタ (換気用モニタ III)	—	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—
		27	廃棄物処理棟 排気室	ダストモニタ (排気用モニタ)	—	チ、放射線管理施設	機能・性能試験	C	12M	—

表1-1 施設管理実施計画(検査項目による整理)

検査番号	検査項目	検査対象			機器名	施設区分	点検及び試験の項目	保全度重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称						
過加熱防止機 構の作動検査 ^{注2、注3}	1 加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 1 (4系統)	—	八、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外(注2)		
	2 加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 2 (4系統)	—	八、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外(注2)		
	3 加工工場 ベレット加工室 II	焼結炉 No. 3 (5系統)	—	八、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外(注2)		
	4 加工工場 ベレット加工室 RII	焼結炉 RII (7系統)	—	八、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外(注2)		
	5 加工工場 ベレット加工室 RI	焼結炉 RINO. 1 (4系統)	—	八、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外(注3)		
	6 廃棄物処理棟 戸室	焼却炉 (1系統)	—	上、放熱性廃棄物の蔭垂施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外(注2)		
	7 加工工場 ベレット加工室 I	焙燒炉 No. 1 (4系統)	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)		
	8 加工工場 ベレット加工室 II	焙燒炉 No. 2 (4系統)	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)		
	9 加工工場 ベレット加工室 RI	焙燒炉 No. 3 (1系統)	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)		
	10 加工工場 ベレット加工室 RII	焙燒炉 No. 4 (4系統)	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)		
自動素ガス 切り替え機構 の作動検査 ^{注1、 注3}	11 加工工場 ベレット加工室 RII	焙燒炉 No. 5 (1系統)	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)		
	12 加工工場 ベレット加工室 I	スタック乾燥装置 No. 1 (12系統)	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)		
	13 加工工場 ベレット加工室 II	スタック乾燥装置 No. 2 (10系統)	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)		
	1 自動素ガス 切り替え機構 の作動検査 ^{注1、 注3}	焼結炉 No. 1	—	八、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外(注1)		
	2 加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 2	—	八、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外(注1)		
12	3 加工工場 ベレット加工室 II	焼結炉 No. 3	—	八、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外(注1)		
	4 加工工場 ベレット加工室 RII	焼結炉 RII	—	八、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外(注1)		
	5 加工工場 ベレット加工室 RI	焼結炉 RINO. 1	—	八、成型施設	機能・性能試験	B	12M	今回対象外(注3)		

表1-1 施設管理実施計画(検査項目による整理)

検査番号	検査項目	検査対象		機器名	施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所						
13 搬送設備の停電時保持能力 検査 ^{注2、注3}	1 加工工場 ベレット加工室Ⅰ	—	粉末缶エレーダーNo.1	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)
	2 加工工場 ベレット加工室Ⅰ	—	粉末缶投入装置No.1	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)
	3 加工工場 ベレット加工室Ⅰ	—	粉末缶エレーダーNo.2	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)
	4 加工工場 ベレット加工室Ⅰ	—	粉末缶投入装置No.2	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)
	5 加工工場 ベレット加工室Ⅱ	—	粉末缶昇降装置	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)
	6 加工工場 ベレット加工室Ⅱ	モノレールホイストNo.1	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	7 加工工場 ベレット加工室Ⅱ	モノレールホイストNo.2	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	8 加工工場 ベレット加工室RⅡ	粉末缶昇降装置RⅡ	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	9 加工工場 ベレット加工室RⅡ	昇降旋回リフター	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	10 加工工場 ベレット加工室Ⅰ	スクレッパー昇降装置No.1	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	11 加工工場 ベレット加工室RⅡ	スクレッパー昇降装置RⅡ	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)	
	12 加工工場 ベレット加工室RⅠ	昇降装置	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)	
	13 加工工場 ベレット加工室RⅠ	移載装置(混合機RⅠNo.2の付属設備)	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)	
	14 加工工場 ベレット加工室RⅠ	移載装置(プレスRⅠの付属設備)	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)	
	15 加工工場 ベレット加工室RⅠ	粉末投入装置	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)	
	16 加工工場 粉末調整室	リフターNo.3	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)	
	17 加工工場 粉末調整室	昇降装置	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)	
	18 加工工場 搬入・搬出室Ⅰ	クレーン	—	八、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	19 加工工場 原料貯蔵室Ⅰ	ホイストSⅠNo.1	—	八、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	20 加工工場 原料貯蔵室Ⅰ	ウラン粉末運搬台車(スッカーカークレー ン)	—	八、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	21 加工工場 ベレット加工室RⅡ	ダブルレールホイストRⅡNo.1	—	八、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	22 加工工場 原料貯蔵室VI	ウラン粉末運搬台車(スッカーカークレー ン)(3台)	—	八、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	23 加工工場 原料貯蔵室VI	ハンドクレーンNo.1 (3台)	—	八、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	24 加工工場 原料貯蔵室VI	ハンドクレーンNo.2 (3台)	—	八、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	25 原料貯蔵庫 原料貯蔵室III	ウラン粉末運搬台車(スッカーカークレー ン)	—	八、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	26 加工工場 入出荷ヤード	天井走行クレーン	—	八、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	27 加工工場 容器保管室	容器保管室天井走行クレーン	—	八、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	28 加工工場 ベレット貯蔵エリアⅠ	ベレット運搬台車	—	八、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	29 加工工場 ベレット貯蔵室	昇降台No.1	—	八、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	30 加工工場 ベレット貯蔵室	昇降台No.2	—	八、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	31 加工工場 ベレット加工室Ⅰ	ウラン運搬台車(マガジン運搬台車) (A-4型)	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)	
	32 加工工場 ベレット加工室Ⅰ	ローラーコンベアNo.1	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)	
	33 加工工場 組立室	燃料機運搬台車(ラックマスター)	—	二、搬送施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)	
	34 加工工場 組立室	天井走行クレーン	—	木、組立施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)	
	35 加工工場 組立室	容量0.45t付属クレーン	—	木、組立施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)	
	36 加工工場 ベレット加工室RⅠ	ローラーコンベアNo.2	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)	
	38 加工工場 ベレット加工室RⅠ	ローラーコンベアNo.3	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)	
	39 加工工場 廃棄物貯蔵室IV	天井走行クレーン	—	木、放生廢棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注3)	
	40 加工工場 ベレット加工室RⅡ	ペレット貯蔵容器搬送装置RⅡ(2)	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	41 加工工場 ベレット加工室RⅡ	ペレット貯蔵容器搬送装置RⅡ(5)	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	
	42 加工工場 ベレット加工室RⅡ	ペレット貯蔵容器昇降装置RⅡ	—	八、成型施設	機能・性能試験	C	12M	今回対象外(注2)	

表1-1 施設管理実施計画(検査項目による整理)

検査番号	検査項目	検査対象			機器名	施設区分	点検及び試験の項目	保全度	保全形式 又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称						
14 第1種管理区域の真正確認 検査 ^{注4}	1 加工工場 露天処理室	—	气体産業設備(F-15系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	2 加工工場 排気室	—	气体産業設備(F-15系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	3 加工工場 粉末調整室	—	气体産業設備(F-12, 14系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	4 加工工場 分析室 I	—	气体産業設備(F-12, 14系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	5 加工工場 分析室 II	—	气体産業設備(F-12, 14系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	6 加工工場 分析室 III	—	气体産業設備(F-12, 14系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	7 加工工場 ベレット加工室 II	—	气体産業設備(F-11, 13系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	8 加工工場 更衣室	—	气体産業設備(F-1, 4系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	9 加工工場 洗濯室	—	气体産業設備(F-1, 4系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	10 加工工場 放射線管理室	—	气体産業設備(F-1, 4系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	11 加工工場 原料貯蔵室 I	—	气体産業設備(F-1系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	12 加工工場 ベレット加工室 I	—	气体産業設備(F-1, 4系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	13 加工工場 ベレット貯蔵室	—	气体産業設備(F-1系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	14 加工工場 ベレット加工室 R I	—	气体産業設備(F-1, 4系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	15 加工工場 ベレット加工室 R II	—	气体産業設備(F-2, 5系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	16 加工工場 製造支援室	—	气体産業設備(F-2, 6系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	17 廃棄物処理棟 液室	—	气体産業設備(F-1, 2系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	18 廃棄物処理棟 廃棄物保管室 I 及び II	—	气体産業設備(F-1系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	19 廃棄物処理棟 廃棄物処理室 I	—	气体産業設備(F-1系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	20 廃棄物処理棟 廃棄物処理室 II	—	气体産業設備(F-1系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	21 廃棄物処理棟 降水処理室	—	气体産業設備(F-1系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	22 廃棄物処理棟 排氣室	—	气体産業設備(F-1, 2系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	23 廃棄物処理棟 更衣室	—	气体産業設備(F-1系統)	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	24 加工工場 加工工場	—	—	—	—	ヘ、核燃料物質の貯蔵施設 ハ、成型施設 ニ、被覆施設 ホ、組立施設	外観点検	C	12M	
	25 原料貯蔵庫	—	原料貯蔵庫	—	—	ヘ、核燃料物質の貯蔵施設	外観点検	C	12M	
	26 廃棄物処理棟	—	廃棄物処理棟	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	外観点検	C	12M	
	27 廃棄物倉庫	—	廃棄物倉庫	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	外観点検	C	12M	
	28 廃棄物倉庫 II	—	廃棄物倉庫 II	—	—	ト. 放射性産業物の廃棄施設	外観点検	C	12M	
	29 機械棟	—	機械棟	—	—	リ. その他の加工施設	外観点検	C	12M	

表 1-1 施設管理実施計画（検査項目による整理）

検査番号	検査項目	検査対象		機器名	施設区分	点検及び試験の項目		保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所			外観点検	C			
						外観点検	C			
15 設備内風速・負 圧の確認検査 <small>注 2、注3、注5</small>	1 加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No.1 のフード部	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	2 加工工場 ベレット加工室 I	粉末調整ボックス No. 1	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	3 加工工場 ベレット加工室 I	ブレス No. 1	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	4 加工工場 ベレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 2 のフード部	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	5 加工工場 ベレット加工室 I	粉末調整ボックス No. 2	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	6 加工工場 ベレット加工室 I	ブレス No. 2	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	7 加工工場 ベレット加工室 II	粉末缶投入装置 No. 3	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	8 加工工場 ベレット加工室 II	粉末調整ボックス No. 3	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	9 加工工場 ベレット加工室 II	ブレス No. 3	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	10 加工工場 ベレット加工室 R II	粉末調整ボックス R II	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	11 加工工場 ベレット加工室 R II	粉末採取ボックス R II	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	12 加工工場 ベレット加工室 R II	ブレス R II	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	13 加工工場 ベレット加工室 I	粉末作業ボックス No. 1	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	14 加工工場 ベレット加工室 I	粉末作業ボックス No. 2	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	15 加工工場 ベレット加工室 I	粉末作業ボックス No. 3	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	16 加工工場 ベレット加工室 R II	粉末作業ボックス R II No. 1	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	17 加工工場 ベレット加工室 I	粉末取扱ボックス No. 8	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	18 加工工場 ベレット加工室 II	粉末取扱ボックス No. 9	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	19 加工工場 ベレット加工室 R II	粉末取扱ボックス R II No. 1	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	20 加工工場 ベレット加工室 I	スクラップ投入ボックス No. 1	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	21 加工工場 ベレット加工室 I	スクラップ取出ボックス No. 1	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	22 加工工場 ベレット加工室 R II	スクラップ投入ボックス R II	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	23 加工工場 ベレット加工室 R II	スクラップ取出ボックス R II	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	24 加工工場 ベレット加工室 I	入口ボックス (培焼炉 No. 1 の付属設備)	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	25 加工工場 ベレット加工室 I	培焼炉 No. 1 (付属設備)	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	26 加工工場 ベレット加工室 I	排出部コンベア (培焼炉 No. 1 の付属設備)	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	27 加工工場 ベレット加工室 I	出口ボックス (培焼炉 No. 1 の付属設備)	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	28 加工工場 ベレット加工室 II	入口ボックス (培焼炉 No. 2 の付属設備)	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	29 加工工場 ベレット加工室 II	出口ボックス (培焼炉 No. 2 の付属設備)	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	30 加工工場 ベレット加工室 R II	入口ボックス (培焼炉 No. 4 の付属設備)	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	31 加工工場 ベレット加工室 R II	培焼炉 No. 4	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	32 加工工場 ベレット加工室 R II	出口ボックス (培焼炉 No. 4 の付属設備)	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	33 加工工場 ベレット加工室 R II	粉末取扱ボックス R II No. 2	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	34 加工工場 ベレット加工室 I	粉末保管棚	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	35 加工工場 ベレット加工室 R I	粉末投入装置	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	36 加工工場 ベレット加工室 R I	投入ボックス R I	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	37 加工工場 ベレット加工室 R I	篩別機 R I	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	38 加工工場 ベレット加工室 R I	昇降装置 フード	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	39 加工工場 粉末調整室	粉末投入ボックス	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	40 加工工場 粉末調整室	粉末取扱ボックス	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	41 加工工場 粉末調整室	粉末取出手ボックス	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	42 加工工場 ベレット加工室 R I	入口ボックス (培焼炉 No. 3 の付属設備)	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	43 加工工場 ベレット加工室 R I	出口ボックス (培焼炉 No. 3 の付属設備)	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	44 加工工場 ベレット加工室 R I	粉末作業ボックス R I No. 1	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	45 加工工場 ベレット加工室 R I	粉末取扱ボックス R I No. 2	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	46 加工工場 ベレット加工室 I	洗浄処理設備 No. 1	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	47 加工工場 ベレット加工室 R I	洗净処理設備 R I	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	48 加工工場 ベレット加工室 R II	洗净処理設備 R II	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	49 加工工場 ベレット加工室 I	研磨洗浄装置 No. 1	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	
	50 加工工場 ベレット加工室 I	研磨洗浄装置 No. 2	—	八、成型施設	八、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外（注2）	

表1-1 施設管理実施計画(検査項目による整理)

検査番号	検査項目	検査対象			施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称					
15 設備内風速・負 圧の確認検査 ^{注 2、注3、注5}	51 加工工場 ベレット加工室II	研磨洗浄装置 No. 3	—	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	52 加工工場 ベレット加工室R II	研磨洗浄装置 RI	—	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	53 加工工場 ベレット加工室 R I	研磨洗浄装置 RI	—	—	ハ、成型施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注3)
	54 廃棄物処理棟 廃棄物処理室 II	切削式解体装置(フイルタ振動装置)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—
	55 廃棄物処理棟 廃棄物処理室 II	切削式解体装置(フイルタ解体装置)	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—
	56 廃棄物処理棟 廃棄物処理室 II	廃棄物取扱ボックス	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—
	57 廃棄物処理棟 炉室	焼却灰充填装置	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	58 廃棄物処理棟 炉室	セラミックフィルタ灰充填装置	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	59 加工工場 分析室III	ドラフトチャンバーNo. 1	—	—	リ、その他の加工施設	外観点検	C	12M	—
	60 加工工場 分析室III	ドラフトチャンバーNo. 2	—	—	リ、その他の加工施設	外観点検	C	12M	—
	61 加工工場 分析室III	ドラフトチャンバーNo. 3	—	—	リ、その他の加工施設	外観点検	C	12M	—
	62 加工工場 汚泥処理設備	沈殿処理装置	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—
	63 加工工場 製造支援室	沈殿固液装置 No. 2	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	今回対象外(注2)
	64 加工工場 放射線管理室	ドラフトチャンバー	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	—
16 通過装置の能 能確認検査	1 加工工場 排気室	気体廃棄設備(F-1系系統)	フィルタボックス	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	2 加工工場 排気室	気体廃棄設備(F-2系系統)	フィルタボックス	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	3 加工工場 排気室	気体廃棄設備(F-4系系統)	フィルタボックス	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	4 加工工場 排気室	気体廃棄設備(F-5系系統)	フィルタボックス	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	5 加工工場 排気室	気体廃棄設備(F-6系系統)	フィルタボックス	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	6 加工工場 排気室	気体廃棄設備(F-11系系統)	フィルタボックス	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	7 加工工場 排気室	気体廃棄設備(F-12系系統)	フィルタボックス	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	8 加工工場 排気室	気体廃棄設備(F-13系系統)	フィルタボックス	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	9 加工工場 排気室	気体廃棄設備(F-14系系統)	フィルタボックス	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	10 加工工場 排気室	気体廃棄設備(F-15系系統)	フィルタボックス	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	11 加工工場 ベレット加工室 I	気体廃棄設備(F-4系系統)	設備排気用フィルタ	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	12 加工工場 ベレット加工室 II	気体廃棄設備(F-13系系統)	設備排気用フィルタ	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	13 加工工場 ベレット加工室 R I	気体廃棄設備(F-4系系統)	設備排気用フィルタ	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	14 加工工場 ベレット加工室 R II	気体廃棄設備(F-5系系統)	設備排気用フィルタ	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	15 廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備(FF-1系系統)	フィルタボックス	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	16 廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備(FF-1系系統)	フィルタボックス	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	17 廃棄物処理棟 廃棄物処理室 II	気体廃棄設備(FF-1系系統)	設備排気用フィルタ	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	18 廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備(FF-2系系統)	高温用フィルタボックス	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
	19 廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備(FF-2系系統)	セラミックフィルタ	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	外観点検	C	12M	定事検は記録確認
17 異常発がし 機構の作動検 査 ^{注6}	1 加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 1	—	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注6)
	2 加工工場 ベレット加工室 I	焼結炉 No. 2	—	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注6)
	3 加工工場 ベレット加工室 II	焼結炉 No. 3	—	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注6)
	4 加工工場 ベレット加工室 R II	焼結炉 R II	—	—	ハ、成型施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注6)
	5 廃棄物処理棟 炉室	焼却炉	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注6)
18 失火検知機構 の作動検査 ^{注6}	1 廃棄物処理棟 炉室	—	—	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	作動試験	B	12M	今回対象外(注6)	

表 1-1 施設管理実施計画(検査項目による整理)

検査番号	検査項目	検査対象			施設区分	機器名	機器名	点検及び試験の項目		保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称				ト、放射性廃棄物の廃棄施設	ト、放射性廃棄物の廃棄施設			
19 送排風機の起動停止インターロックの動作検査	1 加工工場	1	加工工場	気体廃棄設備 (F-15 系統)	排風機、給気ファン、排氣側閉じ込め弁	排風機、給気ファン、排氣側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	2 加工工場	2	加工工場	気体廃棄設備 (F-12、F-14 系統)	排風機、給気ファン、排氣側閉じ込め弁	排風機、給気ファン、排氣側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	3 加工工場	3	加工工場	気体廃棄設備 (F-11、F-13 系統) (リサイクル、ワンスルー)	排風機、給気ファン、排氣側閉じ込め弁	排風機、給気ファン、排氣側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	4 加工工場	4	加工工場	気体廃棄設備 (F-1、F-4 系統) (リサイクル、ワンスルー)	排風機、給気ファン、排氣側閉じ込め弁	排風機、給気ファン、排氣側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	5 加工工場	5	加工工場	気体廃棄設備 (F-2、F-5、F-6 系統) (リサイクル、ワンスルー)	排風機、給気ファン、排氣側閉じ込め弁	排風機、給気ファン、排氣側閉じ込め弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	6 廃棄物処理棟	6	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	排風機、給気ファン、排氣側閉じ込め弁	排風機、給氣プロワ、燃焼空気遮断弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	7 廃棄物処理棟	7	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-2 系統)	主排風機、補助排風機、燃焼空気遮断弁、炉内圧力調整弁	主排風機、補助排風機、燃焼空気遮断弁	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	ト、放射性廃棄物の廃棄施設	機能・性能試験	C	12M	
	1 加工工場	1	加工工場	ペレット加工室 I	粉末缶エレベータ No. 1	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	2 加工工場	2	加工工場	ペレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 1	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	3 加工工場	3	加工工場	ペレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 1 のフード部	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
20 バッヂ供給システムの動作検査 ^{#2}	4 加工工場	4	加工工場	ペレット加工室 I	粉末調整ボンクス No. 1	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	5 加工工場	5	加工工場	ペレット加工室 I	混合機 No. 1	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	6 加工工場	6	加工工場	ペレット加工室 I	粉末缶エレベータ No. 2	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	7 加工工場	7	加工工場	ペレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 2 のフード部	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	8 加工工場	8	加工工場	ペレット加工室 I	粉末缶投入装置 No. 2 のフード部	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	9 加工工場	9	加工工場	ペレット加工室 I	粉末調整ボンクス No. 2	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	10 加工工場	10	加工工場	ペレット加工室 I	混合機 No. 2	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	11 加工工場	11	加工工場	ペレット加工室 II	粉末缶昇降装置	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	12 加工工場	12	加工工場	ペレット加工室 II	粉末缶投入装置 No. 3	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	13 加工工場	13	加工工場	ペレット加工室 II	粉末調整ボンクス No. 3	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
21 バッヂ供給システムの動作検査 ^{#2}	14 加工工場	14	加工工場	ペレット加工室 II	混合機 No. 4	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	15 加工工場	15	加工工場	ペレット加工室 R II	粉末缶昇降装置 R II	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	16 加工工場	16	加工工場	ペレット加工室 R II	粉末調整ボンクス R II	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	17 加工工場	17	加工工場	ペレット加工室 R II	粉碎機 R II	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	18 加工工場	18	加工工場	ペレット加工室 R II	混合機 R II No. 1	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	19 加工工場	19	加工工場	ペレット加工室 R II	篩別機 R II	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	20 加工工場	20	加工工場	ペレット加工室 R II	移動六ッパート R II	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	21 加工工場	21	加工工場	ペレット加工室 R II	混合機 R II No. 2	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外(注2)
	22 加工工場	22	加工工場	ペレット加工室 I	スクランプ昇降装置 No. 1	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
	23 加工工場	23	加工工場	ペレット加工室 I	スクランプ投入ボンクス No. 1	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
24 加工工場	24 加工工場	24	加工工場	ペレット加工室 I	スクランプ未混合機 No. 1	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
	25 加工工場	25	加工工場	ペレット加工室 I	スクランプ取出ボンクス No. 1	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
	26 加工工場	26	加工工場	ペレット加工 R II	スクランプ昇降装置 R II	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
27 加工工場	27 加工工場	27	加工工場	ペレット加工 R II	スクランプ投入ボンクス R II	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
	28 加工工場	28	加工工場	ペレット加工 R II	スクランプ未混合機 R II	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	
	29 加工工場	29	加工工場	ペレット加工 R II	スクランプ取出ボンクス R II	—	ハ、成型施設	ハ、成型施設	作動試験	C	12M	

表1-1 施設管理実施計画(検査項目による整理)

検査番号	検査項目	検査対象			機器名	施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称						
21 3、注5検査 作動検査 注2、注3	1 加工工場 ベレット加工室 I	ホッパー (ブレス No.1 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	2 加工工場 ベレット加工室 I	移載装置 (ブレス No.1 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	3 加工工場 ベレット加工室 I	ホッパー (ブレス No.2 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	4 加工工場 ベレット加工室 I	移載装置 No.2	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	5 加工工場 ベレット加工室 II	ホッパー (ブレス No.3 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	6 加工工場 ベレット加工室 II	移載装置 (ブレス No.3 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	7 加工工場 ベレット加工室 RII	ホッパー RII	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	8 加工工場 ベレット加工室 RII	移載装置 RII	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	9 加工工場 ベレット加工室 I	粉末作業ボックス No.1	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	10 加工工場 ベレット加工室 II	粉末作業ボックス No.2	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	11 加工工場 ベレット加工室 I	粉末作業ボックス No.3	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	12 加工工場 ベレット加工室 RII	粉末作業ボックス RII No.1	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	13 加工工場 ベレット加工室 I	粉末取扱ボックス No.8	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	14 加工工場 ベレット加工室 II	粉末取扱ボックス No.9	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	15 加工工場 ベレット加工室 RII	粉末取扱ボックス RII No.1	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	16 加工工場 ベレット加工室 I	入口ボックス (焙焼炉 No.1 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	17 加工工場 ベレット加工室 I	出口ボックス (焙焼炉 No.1 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	18 加工工場 ベレット加工室 II	出口ボックス (焙焼炉 No.2 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	19 加工工場 ベレット加工室 RII	入口ボックス (焙焼炉 No.4 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	20 加工工場 ベレット加工室 RII	出口ボックス (焙焼炉 No.4 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	21 加工工場 ベレット加工室 RII	粉末取扱ボックス RII No.2	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	22 加工工場 ベレット加工室 RI	粉末投入装置	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	23 加工工場 ベレット加工室 RI	移載装置 (ブレス RI の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	24 加工工場 粉末調整室	リフター No.3	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	25 加工工場 粉末調整室	粉末投入手ボックス (焙焼炉 No.3 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	26 加工工場 ベレット加工室 RI	出口ボックス (焙焼炉 No.3 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	27 加工工場 ベレット加工室 RI	粉末作業ボックス RI No.1	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	28 加工工場 ベレット加工室 RI	粉末取扱ボックス RI No.2	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	29 加工工場 ベレット加工室 I	洗浄処理設備 No.1	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	30 加工工場 ベレット加工室 RI	洗浄処理設備 RI	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	31 加工工場 ベレット加工室 RII	洗浄処理設備 RII	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	32 加工工場 組立室	燃料棒多軸装置 No.1	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	33 加工工場 組立室	燃料棒多軸装置 No.2	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	34 加工工場 組立室	燃科液ろ過装置 (研磨洗净装置 No.3 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	35 加工工場 ベレット加工室 I	研磨液ろ過装置 (研磨洗净装置 No.1 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	36 加工工場 ベレット加工室 I	研磨液ろ過装置 (研磨洗净装置 No.2 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	37 加工工場 ベレット加工室 II	研磨液ろ過装置 (研磨洗净装置 No.3 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	38 加工工場 ベレット加工室 RII	研磨液ろ過装置 RII	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	39 加工工場 ベレット加工室 RI	研磨液ろ過装置 (研磨洗净装置 RI の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注3)	今回対象外 (注3)	
	40 加工工場 ベレット加工室 I	積載装置 (1)(2) (焙結炉 No.1 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	41 加工工場 ベレット加工室 I	積載装置 No.2(1)(2)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	42 加工工場 ベレット加工室 I	積載装置 (2)(3) (焙結炉 No.3 の付属設備)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	43 加工工場 ベレット加工室 RI	積載装置 RI	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	44 加工工場 ベレット加工室 RII	ペレット搬送装置 RII (1)	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	
	45 加工工場 ベレット加工室 RII	積載装置 RII	—	八、成型施設	作動試験	C	12M	今回対象外 (注2)	今回対象外 (注2)	

表1-1 施設管理実施計画(検査項目による整理)

検査番号	検査項目	検査対象			機器名	施設区分	点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
		No.	設置場所	設備・機器名称						
22	フレームカーナー確認検査 ^{注6}	1	加工工場	ペレット加工室II	焼結炉 No.3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M 今回対象外(注6)
23	バイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査 ^{注6}	1	加工工場	ペレット加工室I	焼結炉 No.1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M 今回対象外(注6)
		2	加工工場	ペレット加工室I	焼結炉 No.2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M 今回対象外(注6)
		3	加工工場	ペレット加工室II	焼結炉 No.3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M 今回対象外(注6)
		4	加工工場	ペレット加工室RII	焼結炉 RII	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M 今回対象外(注6)
24	緊急遮断弁の作動検査 ^{注6}	1	加工工場	ペレット加工室I	焼結炉 No.1	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M 今回対象外(注6)
		2	加工工場	ペレット加工室I	焼結炉 No.2	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M 今回対象外(注6)
		3	加工工場	ペレット加工室II	焼結炉 No.3	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M 今回対象外(注6)
		4	加工工場	ペレット加工室 RII	焼結炉 RII	—	ハ、成型施設	機能・性能試験	B	12M 今回対象外(注6)
		5	廃棄物処理棟	炉室	焼却炉	—	ト、放熱生産薬物の廃棄施設	機能・性能試験	B	12M 今回対象外(注6)
25	漏水検知器及び排水ポンプの作動検査	1	加工工場	集合体貯蔵エリア I	地下式集合体貯蔵庫	漏水検知器、排水ポンプ	ハ、貯蔵施設	機能・性能試験	C	12M

注1：下記検査項目の対象設備は、令和3年度以降に予定している新規制基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査

- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査

- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査

注2：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象とする設備を含む。それ以外の設備は、加工施設の維持管理に不可欠な活動として使用するため今回の検査対象とする。

- ・放射性液体廃棄物の液面高検知警報装置の警報作動検査

- ・非常用電源設備の作動検査

- ・過加熱防止機構の作動検査

- ・搬送設備の停電時保持能力検査

- ・設備内風速・負圧の確認検査

- ・バッテリ供給インターロックの作動検査

- ・供給制限インターロックの作動検査

注3：下記検査項目の一部対象設備は、今後の設工認を受けて撤去予定のものであるため、検査をできる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査

- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査

- ・過加熱防止機構の作動検査

- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査

- ・搬送設備の停電時保持能力検査

- ・設備内風速・負圧の確認検査

- ・供給制限インターロックの作動検査

注4：建物・構築物外壁の健全性に関する目視検査を含む。

注5：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。これら検査項目の対象設備は、従前の施設定期検査項目ではなく、従前の施設定期自主検査項目である。

- ・設備内風速・負圧の確認検査

- ・供給制限インターロックの作動検査

注6：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする。これら検査項目の対象設備は、今後の新規制基準対応工事により追加する機能に対するものである。

- ・異常圧逃がし機構の作動検査

- ・失火検知機構の作動検査

- ・フレームカーテンの作動状況確認検査

- ・パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査

- ・緊急遮断弁の作動検査

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名 自動火災報知 設備	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び 試験の項目 作動試験	保全重要度 C	保全形式 又は頻度	備考
				区分 条項番号	第五条 第六条第1項(※2)	第五条 第六条第1項(※2)	第五条 第六条第1項(※2)				
リ・その他 の加工施設	加工工場	火災感知設備	地盤	—	—	—	—	定事検は記録確認	1.2M	定事検は記録確認	定事検は記録確認
			火災等	第十一条第1項 自動火災報知設備の警報作動検査	—	—	—				
			安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—				
			警報	第十八条第1項 自動火災報知設備の警報作動検査	—	—	—				
リ・その他 の加工施設	廃棄物処理棟	火災感知設備	地盤	第五条 第六条第1項(※2)	—	—	—	定事検は記録確認	1.2M	定事検は記録確認	定事検は記録確認
			火災等	第十二条第1項 自動火災報知設備の警報作動検査	—	—	—				
			安全機能	第十四条第3項 第十四条第1項	—	—	—				
			警報	第十四条第2項 第十八条第1項 自動火災報知設備の警報作動検査	—	—	—				
リ・その他 の加工施設	原料貯蔵庫	火災感知設備	自動火災報知 設備	地盤	第五条 第六条第1項(※2)	—	—	定事検は記録確認	1.2M	定事検は記録確認	定事検は記録確認
			火災等	第十二条第1項 自動火災報知設備の警報作動検査	—	—	—				
			安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—				
			警報	第十八条第1項 自動火災報知設備の警報作動検査	—	—	—				
リ・その他 の加工施設	廃棄物倉庫	火災感知設備	自動火災報知 設備	地盤	第五条 第六条第1項(※2)	—	—	定事検は記録確認	1.2M	定事検は記録確認	定事検は記録確認
			火災等	第十二条第1項 自動火災報知設備の警報作動検査	—	—	—				
			安全機能	第十四条第3項 第十四条第1項	—	—	—				
			警報	第十八条第2項 第二十四条第1項 自動火災報知設備の警報作動検査	—	—	—				
リ・その他 の加工施設	廃棄物倉庫II	火災感知設備	自動火災報知 設備	地盤	第五条 第六条第1項(※2)	—	—	定事検は記録確認	1.2M	定事検は記録確認	定事検は記録確認
			火災等	第十二条第1項 自動火災報知設備の警報作動検査	—	—	—				
			安全機能	第十四条第5項 第十四条第1項	—	—	—				
			警報	第十八条第2項 第十二条第1項 自動火災報知設備の警報作動検査	—	—	—				
ト・放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場	差圧警報盤	—	地盤	第五条 第六条第1項(※2)	—	—	定事検は記録確認	1.2M	定事検は記録確認	定事検は記録確認
			外部衝撃	第八条第2項 第十条	—	—	—				
			開じ込め	第十二条第3項	—	—	—				
			火災等	第十二条第5項	—	—	—				
ト・放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場	差圧警報盤	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	定事検は記録確認	1.2M	定事検は記録確認	
			警報	第十八条第1項 第十八条第2項 負圧警報装置の警報作動検査(注8)	—	—	—				
			廃棄	第二十条 第二十三条	—	—	—				
			換気	第二十三条	—	—	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 計器校正	保全重要度 C	保全形式 又は頻度 1.2M	備考
				区分	条項番号						
ト・放射性 廃棄物の處 理施設	廃棄物処理棟	差圧警報盤	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				外部衝撃	第八条第2項	—	—	—	—	—	—
				閉じ込み	第十一条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十三条第5項	—	—	—	—	—	—
				警報	第十四条第1項	—	—	—	—	—	—
				警報	第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				警報	第十八条第1項	負圧警報装置の警報動作検査(注8)	—	—	—	—	—
				警報	第十八条第2項	—	—	—	—	—	—
				座盤	第二十条	—	—	—	—	—	—
				換気	第二十三条	—	—	—	—	—	—
リ・その他 の加工施設	機械棟(屋外)	ディーゼル式発電機No.1	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				外部衝撃	第八条第1項	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第4項	—	—	—	—	—	—
				非常用電源	第二十四条第1項	非常用電源設備の作動検査	—	—	—	—	—
リ・その他 の加工施設	機械棟(屋内)	ディーゼル式発電機No.2	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				外部衝撃	第八条第1項	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第4項	—	—	—	—	—	—
				非常用電源	第二十四条第1項	非常用電源設備の作動検査	—	—	—	—	—
リ・その他 の加工施設	機械棟(屋外)	ディーゼル式発電機No.3	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				外部衝撃	第八条第1項	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十三条第1項	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十三条第2項	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十三条第4項	—	—	—	—	—	—
				非常用電源	第二十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				非常用電源	第二十四条第4項	—	—	—	—	—	—
				非常用電源	第二十四条第1項	非常用電源設備の作動検査	—	—	—	—	—
リ・その他 の加工施設	機械棟(屋外)	ディーゼル式発電機(廃 棄物処理用)	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				外部衝撃	第八条第1項	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十三条第1項	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十三条第2項	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十三条第4項	—	—	—	—	—	—
				非常用電源	第二十四条第1項	非常用電源設備の作動検査	—	—	—	—	—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式	備考
				区分	条項番号	機器名	検査項目				
リ・その他 の加工施設	機械棟（屋内）	ディーゼル式発電機（事務棟通信設備用）	—	地盤	第五条	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				外部衝撃	第八条第1項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				火災等	第十二条第3項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				安全機能	第十四条第1項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				第十四条第2項	—	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				第十四条第4項	—	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
リ・その他 の加工施設	部材棟二次変電所	ディーゼル式発電機（対策本部用）	—	地盤	第五条	非常用電源設備の作動検査(注2)	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				外部衝撃	第八条第1項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				火災等	第十二条第3項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				安全機能	第十四条第1項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				第十四条第2項	—	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				第十四条第4項	—	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
ト・放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-1, 2, 4, 5, 6 系統) (F-11, 12, 13, 14, 15 系統)	—	地盤	第五条	非常用電源設備の作動検査(注2)	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				外部衝撃	第八条第1項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査(注7)	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				火災等	第十二条第3項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				溢水	第十二条	第十二条第5項	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				安全機能	第十四条第1項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				第十四条第2項	—	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				警報	第十八条第1項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				第十八条第2項	—	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				廃棄	第二十二条	气体廃棄設備の処理能力検査	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				換気	第二十三条	气体廃棄設備の処理能力検査	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				非常用電源	第二十四条第2項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
ト・放射性 廃棄物の廃 棄施設	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-1, 2 系統)	—	地盤	第五条	第五条第1項(※2)	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				外部衝撃	第八条第1項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				溢水	第八条第2項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査(注7)	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				火災等	第十二条第3項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				溢水	第十二条	第十二条第5項	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				安全機能	第十四条第1項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				第十四条第2項	—	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				警報	第十八条第1項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				廃棄	第二十条	气体廃棄設備の処理能力検査	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				換気	第二十三条	气体廃棄設備の処理能力検査	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				非常用電源	第二十四条第2項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 機能・性能試験(※1) 外観点検	保全重要度 C	保全形式 又は頻度 1.2M
				区分	条項番号	検査項目	点検及び試験の項目 機能・性能試験(※1) 外観点検			
～、核燃料物質の貯蔵施設	加工工場	加工工場	—	臨界	第四条第2項	—	—	—	—	—
ハ、成型施設				地盤	第五条	—	—	—	—	—
二、被覆施設				地震	第六条第1項(※1)	—	—	—	—	—
水、組立施設				外部衝撃	第八条第1項	—	—	—	—	—
				第八条第2項	—	—	—	—	—	—
				不法侵入	第九条	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査(注4)	—	—	—	—
				火災等	第十二条	第十二条第3項	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第2項	—	—	—	—	—
～、核燃料物質の貯蔵施設	原料貯蔵庫	原料貯蔵庫	—	臨界	第四条第1項	—	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—
				外部衝撃	第六条第1項(※1)	—	—	—	—	—
				溢水	第八条第1項	—	—	—	—	—
				安全機能	第八条第2項	—	—	—	—	—
				不法侵入	第九条	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査(注4)	—	—	—	—
				火災等	第十二条	第十二条第3項	—	—	—	—
				溢水	第十二条	第十二条第5項	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第2項	—	—	—	—	—
				放管	第十九条	—	—	—	—	—
				汚染防止	第二十二条	—	—	—	—	—
				遮蔽	第二十二条	—	—	—	—	—
				換気	第二十三条	—	—	—	—	—
ト、放射性廃棄物の処理・処理棟	廃棄物処理棟	廃棄物処理棟	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※1)	—	—	—	—	—
				外部衝撃	第八条第1項	—	—	—	—	—
				溢水	第九条	第十二条第2項	—	—	—	—
				安全機能	第十二条	第十二条第5項	—	—	—	—
				放管	第十九条	—	—	—	—	—
				汚染防止	第二十二条	—	—	—	—	—
				遮蔽	第二十二条	—	—	—	—	—
				換気	第二十三条	—	—	—	—	—
ト、放射性廃棄物の処理・処理棟	廃棄物処理棟	廃棄物処理棟	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※1)	—	—	—	—	—
				外部衝撃	第八条第1項	—	—	—	—	—
				溢水	第九条	第十二条第3項	—	—	—	—
				安全機能	第十二条	第十二条第5項	—	—	—	—
				放管	第十九条	—	—	—	—	—
				汚染防止	第二十二条	—	—	—	—	—
				遮蔽	第二十二条	—	—	—	—	—
				換気	第二十三条	—	—	—	—	—

表1-2 施設管理実施計画(技術基準との対応整理)

施設区分	設置場所	施設名	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 機能・性能 試験(※1) 外観点検	保全重要度 C	保全形式 又は頻度 1.2M	備考
				区分	条項番号	検査項目	点検及び試験の項目 機能・性能 試験(※1) 外観点検				
ト・放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物倉庫	廃棄物倉庫	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※1)	—	—	—	—	—	—
				外部衝撃	第八条第1項 第八条第2項	—	—	—	—	—	—
				不法侵入	第九条	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査(注4)	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条	第十二条第3項	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項	—	—	—	—	—	—
				遮蔽	第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				機械棟	—	—	—	—	—	—	—
リ・その他加工施設	機械棟	機械棟	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項	—	—	—	—	—	—
				外部衝撃	第八条第1項	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	第1種管理区域の負圧確認検査(注4)	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条	第十二条第3項	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項	—	—	—	—	—	—
				遮蔽	第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				機械棟	—	—	—	—	—	—	—
ト・放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場排気室	気体廃棄設備(F-1系統)	フイルタボックス	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項	—	—	—	—	—	—
				遮蔽	第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				機械棟	—	—	—	—	—	—	—
				換気	第二十条	通過装置の性能確認検査	—	—	—	—	—
					第二十三条	—	—	—	—	—	—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名 フイルタボックス	加工施設の技術基準		検査項目 外観点検	点検及び 試験の項目 C	保全重要度 又は頻度 C	保全形式 又は記録確認 備考
				区分 地盤 閉じ込め	条項番号 第五条 第六条第1項(※2)				
ト. 放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場 排気室	气体废弃物设备 (F-2系統)	フイルタボックス	火災等 第十二条 第十三条 第十四条第1項 第十四条第2項 換気 第二十三条	第五条 第六条第3項 第十二条第5項 第十四条第1項 第十四条第2項 換気装置の性能確認検査 第二十三条	— — — — — —	外観点検	C	1.2M 定事検は記録確認
ト. 放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場 排気室	气体废弃物设备 (F-4系統)	フイルタボックス	地盤 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能 施棄 換気	第五条 第六条第1項(※2) 第十一条 第十二条 第十三条 第十四条第1項 第十四条第2項 換気装置の性能確認検査 第二十三条	— — — — — — — —	外観点検	C	1.2M 定事検は記録確認
ト. 放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場 排気室	气体废弃物设备 (F-5系統)	フイルタボックス	地盤 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能 施棄 換気	第五条 第六条第1項(※2) 第十一条 第十二条 第十三条 第十四条第1項 第十四条第2項 換気装置の性能確認検査 第二十三条	— — — — — — — —	外観点検	C	1.2M 定事検は記録確認
ト. 放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場 排気室	气体废弃物设备 (F-6系統)	フイルタボックス	地盤 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能 施棄 換気	第五条 第六条第1項(※2) 第十一条 第十二条 第十三条 第十四条第1項 第十四条第2項 換気装置の性能確認検査 第二十三条	— — — — — — — —	外観点検	C	1.2M 定事検は記録確認
ト. 放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場 排気室	气体废弃物设备 (F-11系統)	フイルタボックス	地盤 閉じ込め 火災等 溢水 安全機能 施棄 換気	第五条 第六条第1項(※2) 第十一条 第十二条 第十三条 第十四条第1項 第十四条第2項 換気装置の性能確認検査 第二十三条	— — — — — — — —	外観点検	C	1.2M 定事検は記録確認

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式	備考
				区分	条項番号	外観点検	C				
ト、放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場 ペレット加工室 II 加工工場 ペレット加工室 R I	気体廃棄設備 (F-13 系統)	設備排気用フ ィルタ	地盤	第五条	—	—	外観点検 定事検は記録確認	C	1.2 M	定事検は頻度 又は頻度
				地震	第六条第1項 (※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条第5項	—	—				
				安全機能	第十二条	—	—				
ト、放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場 ペレット加工室 R II	気体廃棄設備 (F-4 系統)	設備排気用フ ィルタ	地盤	第十四条第1項	—	—	外観点検 定事検は記録確認	C	1.2 M	定事検は記録確認
				地震	第十四条第2項	—	—				
				火災等	第二十条	—	—				
				廃棄	第二十二条	—	—				
				換気	第五条	—	—				
				地盤	第六条第1項 (※2)	—	—				
ト、放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場 ペレット加工室 R II	気体廃棄設備 (F-5 系統)	設備排気用フ ィルタ	地盤	第十一条	—	—	外観点検 定事検は記録確認	C	1.2 M	定事検は記録確認
				地震	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条第5項	—	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—				
				廃棄	第十四条第2項	—	—				
				換気	第二十三条	—	—				
ト、放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場 ペレット加工室 R II	気体廃棄設備 (F-5 系統)	設備排気用フ ィルタ	地盤	第五条	—	—	外観点検 定事検は記録確認	C	1.2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項 (※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条第5項	—	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—				
ト、放射性 廃棄物の廃 棄施設	廃棄物処理棟 排気室	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	フィルタボン クス	地盤	第十五条	—	—	外観点検 定事検は記録確認	C	1.2 M	定事検は記録確認
				地震	第六条第1項 (※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条第5項	—	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—				
ト、放射性 廃棄物の廃 棄施設	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	フィルタボン クス	地盤	第十四条第2項	—	—	外観点検 定事検は記録確認	C	1.2 M	定事検は記録確認
				地震	第二十条	—	—				
				廃棄	第二十二条	—	—				
				換気	第二十三条	—	—				
				地盤	第六条第1項 (※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
ト、放射性 廃棄物の廃 棄施設	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	フィルタボン クス	火災等	第十二条第3項	—	—	外観点検 定事検は記録確認	C	1.2 M	定事検は記録確認
				溢水	第十二条第5項	—	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—				
				廃棄	第二十二条	—	—				
				換気	第二十三条	—	—				
				地盤	第六条第1項 (※2)	—	—				

表1-2 施設管理実施計画(技術基準との対応整理)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式	備考
				区分	条項番号	外観点検	C				
ト、放射性 廃棄物の廃 棄施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室II	気体廃棄設備 (EF-1系続)	設備・機器名 イールタ	地盤	第五条	—	—	外観点検 定事検は記録確認	C	1.2 M	定事検は頻度 又は頻度
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条第5項	—	—				
				安全機能	第十二条	—	—				
ト、放射性 廃棄物の廃 棄施設	廃棄物処理棟 炉室	気体廃棄設備 (EF-2系続)	高温度用フィル タボックス	地盤	第十五条	—	—	外観点検 定事検は記録確認	C	1.2 M	定事検は頻度 又は頻度
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条第5項	—	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—				
ト、放射性 廃棄物の廃 棄施設	廃棄物処理棟 炉室	セラミックフ ィルタ	セラミックフ ィルタ	地盤	第五条	—	—	外観点検 定事検は記録確認	C	1.2 M	定事検は頻度 又は頻度
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条第5項	—	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—				
ト、放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-15系続)	排風機、給氣 ファン、排氣 側閉じ込め 弁、給気側閉 じ込め弁	地盤	第五条	—	—	機能・性能 試験	C	1.2 M	定事検は頻度 又は頻度
				地震	第八条第2項	—	—				
				閉じ込め	第十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				安全機能	第十二条第5項	—	—				
				警報	第十四条第1項	—	—				
ト、放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場	気体廃棄設備 (F-15系続)	排風機の起動停止インターロックの作動検査	廃棄	第二十条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査	—	機能・性能 試験	C	1.2 M	定事検は頻度 又は頻度
				換気	第二十三条	送排風機の起動停止インターロックの作動検査	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	機能・性能	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
			機器名	区分	条項番号	機器名	区分				
ト. 放射性廃棄物の焼却施設	加工工場	気体焼却設備(F-12, F-14 系統)	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤 地震	第五条 第六条第1項(※2) 第八条第2項	— — 第十一条第3項 第十二条第5項	外部衝撃 閉じ込め 火災等	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 — — — —	— — — —	— — — —	— — — —
ト. 放射性廃棄物の焼却施設	加工工場	気体焼却設備(F-11, F-13 系統)(リサイクル、ワンスル一)	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤 地震	第五条 第六条第1項(※2) 第八条第2項	— — 第十一条第3項 第十二条第5項	外部衝撃 閉じ込め 火災等	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 — — — —	— — — —	— — — —	— — — —
ト. 放射性廃棄物の焼却施設	加工工場	気体焼却設備(F-1, F-4 系統)(リサイクル、ワンスル一)	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤 地震	第五条 第六条第1項(※2) 第八条第2項	— — 第十一条第3項 第十二条第5項	外部衝撃 閉じ込め 火災等	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 — — — —	— — — —	— — — —	— — — —
ト. 放射性廃棄物の焼却施設	加工工場	気体焼却設備(F-2, F-5, F-6 系統)(リサイクル、ワンスル一)	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤 地震	第五条 第六条第1項(※2) 第八条第2項	— — 第十一条第3項 第十二条第5項	外部衝撃 閉じ込め 火災等	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 — — — —	— — — —	— — — —	— — — —
ト. 放射性廃棄物の焼却施設	加工工場	気体焼却設備(F-12, F-14 系統)	排風機、給気ファン、排気側閉じ込め弁、給気側閉じ込め弁	地盤 地震	第五条 第六条第1項(※2) 第八条第2項	— — 第十一条第3項 第十二条第5項	外部衝撃 閉じ込め 火災等	送排風機の起動停止インターロックの作動検査 — — — —	— — — —	— — — —	— — — —

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	施設名	設置場所	設備・機器名称 (EF-1 系統)	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び 試験の項目	機能・性能 試験	保全 重要度 C	保全形式 又は頻度 1.2M	備考	
				機器名	区分	条項番号	機器名	区分	条項番号				
ト、放射性 廃棄物の廃 棄施設	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-1 系統)	排風機、給氣 ファン、非排 外部衝撃 側面に込め 弁、給氣側閉 じ込め弁	地盤 地震	第五条第1項(※2) 第六条第2項	— —	送排風機の起動停止インタークロックの作動検査	第十一条第3項	—	—	—	—	
			開じ込め 火災等	第十一条第5項	—	—	安全機能	第十四条第1項	—	—	—	—	
			安全機能	第十四条第2項	—	—	警報	第十八条第2項	—	—	—	—	
			警報	第二十条	—	—	廃棄	第二十二条	—	—	—	—	
			換気	第二十三条	送排風機の起動停止インタークロックの作動検査	—	主排風機、補 助排風機、燃 焼空気アロ ワ、燃焼空氣 遮断弁、炉内 圧力調整弁	第五条 第六条第1項(※2) 第八条第2項	送排風機の起動停止インタークロックの作動検査	第十一条第3項 第十四条第1項 第十四条第2項	— — —	機能・性能 試験	—
ト、放射性 廃棄物の廃 棄施設	廃棄物処理棟	気体廃棄設備 (EF-2 系統)	地盤 地震	第十五条 第六条第1項(※2) 第八条第2項	送排風機の起動停止インタークロックの作動検査	第十一条第3項 第十四条第1項 第十四条第2項	安全機能	第十二条 第十八条第2項	送排風機の起動停止インタークロックの作動検査	第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項	— — —	機能・性能 試験	—
			開じ込め 火災等	第十二条第5項	—	—	警報	第十二条	送排風機の起動停止インタークロックの作動検査	—	—	—	—
			安全機能	第十四条第2項	—	—	廃棄	第十二条	送排風機の起動停止インタークロックの作動検査	—	—	—	—
			警報	第二十二条	—	—	換気	第二十三条	送排風機の起動停止インタークロックの作動検査	—	—	—	—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 作動試験 機能・性能 試験	保全重要度 C	保全形式 又は頻度 1.2M	備考
				区分	条項番号	点検	試験				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末缶エレベータ No.1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験 機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	—	作動試験 機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末缶エレベータ No.2	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験 機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	—	作動試験 機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	粉末缶昇降装置	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験 機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	—	作動試験 機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末缶投入装置 No.1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験 機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	—	作動試験 機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末缶投入装置 No.2	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験 機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	—	作動試験 機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注2)

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 外観点検	保全重要度 C	保全形式 又は頻度 1.2M	備考
				区分	条項番号	点検及び試験の項目 外観点検	保全重要度 C				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	粉末缶投入装置 No. 3	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2) —	—	作動試験 外観点検	—	今回対象外(注2)	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	
				地震	第六条第1項(※2) 第十一条	設備内風速・負圧の確認検査(注2) —	—	—	—	—	
				火災等	第十一条第3項	—	—	—	—	—	
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	
				搬送	第十六条	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2) —	—	作動試験 外観点検	—	今回対象外(注2)	
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2) —	—	—	—	—	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	
				地震	第六条第1項(※2) 第十一条	設備内風速・負圧の確認検査(注2) —	—	—	—	—	
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	
				搬送	第十六条	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2) —	—	作動試験 外観点検	—	今回対象外(注2)	
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2) —	—	—	—	—	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	
				地震	第六条第1項(※2) 第十一条	設備内風速・負圧の確認検査(注2) —	—	—	—	—	
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	
				搬送	第十六条	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2) —	—	作動試験 外観点検	—	今回対象外(注2)	
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2) —	—	—	—	—	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	
				地震	第六条第1項(※2) 第十一条	設備内風速・負圧の確認検査(注2) —	—	—	—	—	
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	
				搬送	第十六条	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2) —	—	作動試験 外観点検	—	今回対象外(注2)	
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2) —	—	—	—	—	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	
				地震	第六条第1項(※2) 第十一条	設備内風速・負圧の確認検査(注2) —	—	—	—	—	
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	
				搬送	第十六条	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2) —	—	作動試験 外観点検	—	今回対象外(注2)	
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2) —	—	—	—	—	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	
				地震	第六条第1項(※2) 第十一条	設備内風速・負圧の確認検査(注2) —	—	—	—	—	
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	
				搬送	第十六条	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2) —	—	作動試験 外観点検	—	今回対象外(注2)	

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 外観点検	保全重要度 C	保全形式 又は頻度 1.2M	備考
				区分	条項番号	点検及び試験の項目 作動試験	外観点検				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室II	粉末調整ボックスNo.3	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インシターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	混合機No.1	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	混合機No.2	—	地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注2)	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	混合機No.4	—	閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室II	ホッパー (プレスNo.1)の付属設 備)	—	火災等	第十二条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	搬送	第十六条	ハッチ供給インシターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	—	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	火災等	第十二条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	搬送	第十六条	ハッチ供給インシターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	—	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	火災等	第十二条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	搬送	第十六条	供給制限インシターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	—	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	火災等	第十二条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室I	—	—	搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 作動試験	保全重要度 C	保全形式 又は頻度	備考
				区分	条項番号	点検及び試験の項目 作動試験	保全重要度 C				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	ホッパー (プレス No. 2 の付属設 備)	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	—	—	1.2 M	今回対象外(注2)	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	ホッパー (プレス No. 3 の付属設 備)	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	—	—	1.2 M	今回対象外(注2)	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	プレス No. 1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	外観点検	C	1.2 M	今回対象外(注2)		
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)	—	—	—	—	
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	プレス No. 2	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	外観点検	C	1.2 M	今回対象外(注2)		
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)	—	—	—	—	
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	プレス No. 3	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	外観点検	C	1.2 M	今回対象外(注2)		
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)	—	—	—	—	
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 作動試験	保全重要度 C	保全形式 又は頻度 1.2M	備考
				区分	条項番号	点検及び試験の項目 作動試験					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	移載装置 (プレス No. 1 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	—	—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	移載装置 No. 2	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	—	—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅲ	移載装置 (プレス No. 3 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	—	—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅳ	焼結炉 No. 1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	作動試験	B	1.2M	今回対象外(注1、注2、注6)
				地盤	第五条	—	—	機能・性能試験			
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項(※2)	緊急遮断弁の作動検査(注6)	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	—	—				
					第十二条第6項(※2)	過加熱防止機構の作動検査(注2)	—				
					第十二条第7項(※2)	自動塞素ガス切り替え機構の作動検査(注1)	—				
						異常圧逃がし機構の作動検査(注6)	—				
							—				
							—				
							—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	機器名	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式	備考	
				区分	条項番号	点検	度					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	焼結炉 No. 2	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	作動試験 機能・性能試験	B	1.2 M	今回対象外(注1、注2、注6)	
				地盤	第五条	—	—					
				地震	第六条第1項(※2)	—	—					
				閉じ込め	第十条	—	—					
				火災等	第十一條第3項(※2)	緊急遮断弁の作動検査(注6) 可燃性ガス検知器の警報装置の警報作動検査(注1) 連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査(注1) パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注6)	—	—				
					第十一條第5項(※2)	過加熱防止機構の作動検査(注2)	—					
					第十一條第7項(※2)	自動釜素ガス切り替え機構の作動検査(注1) 異常圧逃がし機構の作動検査(注6)	—					
				溢水	第十二条	—	—					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—					
				搬送	第十六条	—	—					
					地盤	第四条第1項 第四条第2項	—	作動試験 機能・性能試験	B	1.2 M	今回対象外(注1、注2、注6)	
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一條第3項(※2) 第十一條第5項(※2)	緊急遮断弁の作動検査(注6) 可燃性ガス検知器の警報装置の警報作動検査(注1) フレームカーテンの作動状況確認検査(注6) パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注6)	—				
						第十一條第6項(※2)	過加熱防止機構の作動検査(注2)					
						第十一條第7項(※2)	自動釜素ガス切り替え機構の作動検査(注1) 異常圧逃がし機構の作動検査(注6)	—				
				溢水	第十二条	—	—					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—					
				搬送	第十六条	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1.2 M	今回対象外(注2)	
					地盤	第五条	—					
					地震	第六条第1項(※2)	—					
					閉じ込め	第十条	—					
					火災等	第十一條第3項	—					
					溢水	第十二条	—					
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—					
					搬送	第十六条	—					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 作動試験	保全重要度 C	保全形式 又は頻度 1.2M	備考
				区分	条項番号	点検及び試験の項目 作動試験					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	積載装置 No.1 (2)	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2) —					今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—					
				地震	第六条第1項(※2)	—					
				閉じ込め	第十条	—					
				火災等	第十二条第3項	—					
				溢水	第十二条	—					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—					
				搬送	第十六条	—					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	積載装置 (2) (3) (焼結炉 No.3 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2) —					今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—					
				地震	第六条第1項(※2)	—					
				閉じ込め	第十条	—					
				火災等	第十二条第3項	—					
				溢水	第十二条	—					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—					
				搬送	第十六条	—					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	研磨洗浄装置 No.1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	設備内風速・負圧の確認検査(注2) —					今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—					
				地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注2) —					
				閉じ込め	第十条	—					
				火災等	第十二条第3項	—					
				溢水	第十二条	—					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—					
				搬送	第十六条	—					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	研磨洗浄装置 No.2	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—					今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—					
				地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注2) —					
				閉じ込め	第十条	—					
				火災等	第十二条第3項	—					
				溢水	第十二条	—					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—					
				搬送	第十六条	—					
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	研磨洗浄装置 No.3	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—					今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—					
				地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注2) —					
				閉じ込め	第十条	—					
				火災等	第十二条第3項	—					
				溢水	第十二条	—					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—					
				搬送	第十六条	—					

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 作動試験	保全重要度 C	保全形式 又は頻度	備考
				区分	条項番号	点検及び試験の項目 作動試験	保全重要度 C				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	研磨液ろ過装置 (研磨洗浄装置 No. 1 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	—	—	1.2 M	今回対象外(注2)	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	研磨液ろ過装置 (研磨洗浄装置 No. 2 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	—	—	1.2 M	今回対象外(注2)	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 III	研磨液ろ過装置 (研磨洗浄装置 No. 3 の付属設備)	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2、注5)	—	—	1.2 M	今回対象外(注2、注5)	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RI	粉末投入装置	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	—	—	1.2 M	今回対象外(注3)	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	—	—	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RI	投入ボックス RI	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	外観点検	C	1.2 M	今回対象外(注3)
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	施設名	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式	備考
				区分	条項番号	外観点検	C				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	部別機 R I	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	外観点検	C	1.2M	今回対象外(注3)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2) 第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)	—				
				火災等	第十一条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	—	—				
					臨界	第四条第1項 第四条第2項	機能・性能試験	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注3)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)	機能・性能試験	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注3)
					臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—			
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)	作動試験 機能・性能試験	作動試験 機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
					臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—			
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	作動試験 外観点検	作動試験 外観点検	C	1.2M	今回対象外(注2)
					臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—			
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)	—	—			
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	—	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 作動試験	保全重要度 C	保全形式 又は頻度	備考
				区分	条項番号	点検及び試験の項目 作動試験	保全重要度 C				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	粉碎機 RII	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2 M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2 M	今回対象外(注2)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	籠引機 RII	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2 M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2 M	今回対象外(注2)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	混合機 RII No.1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2 M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2 M	今回対象外(注2)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	混合機 RII No.2	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2 M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2 M	今回対象外(注2)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	移動ホッパーRII	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2 M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	ハッチ供給インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験	C	1.2 M	今回対象外(注2)

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式	備考
				区分	条項番号	機器名	検査項目				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	昇降旋回リフター	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	—	外観点検	C	1.2M	今回対象外(注2)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	粉末採取バッカス RII	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	作動試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	供給制限インターロックの作動検査(注2)	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	ホッパー RII	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	作動試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	第四条第1項 第四条第2項	—	外観点検	C	1.2M	今回対象外(注3)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RI	プレス RI	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	プレス RII	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	外観点検	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分		設置場所	設備・機器名稱	機器名	加工施設の技術基準 区分	加工施設の技術基準 条項番号	検査項目	点検及び 試験の項目	保全重要度	保全形式 又は頻度	備考
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	移載装置(フレス RI の付属設備)	—	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	機能・性能 試験	C	1.2 M	今回対象外(注3)
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	移載装置 R II	—	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	ローラーコンベア No. 1	—	—	地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	ローラーコンベア No. 2	—	—	閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	ローラーコンベア No. 3	—	—	火災等	第十二条	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	—	—	—	溢水	第十二条	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	—	—	—	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	—	—	—	搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)	作動試験	C	1.2 M	今回対象外(注2)
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	ローラーコンベア No. 1	—	—	搬送	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	作動試験	C	1.2 M	今回対象外(注3)
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	ローラーコンベア No. 2	—	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	ローラーコンベア No. 3	—	—	地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	—	—	—	閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	—	—	—	火災等	第十二条	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	—	—	—	溢水	第十二条	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	—	—	—	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	—	—	—	搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)	機能・性能 試験	C	1.2 M	今回対象外(注3)
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	—	—	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	—	—	—	地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	—	—	—	閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	—	—	—	火災等	第十二条	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	—	—	—	溢水	第十二条	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	—	—	—	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	—	—	—	搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)	機能・性能 試験	C	1.2 M	今回対象外(注3)

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式	備考
				区分	条項番号	点検	試験				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	焼結炉 R I No. 1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	作動試験 機能・性能試験	B	1.2 M	今回対象外(注3)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十一条第3項(※2)	—	—				
				—	第十一条第5項(※2) 可燃性ガス検知器の警報装置の作動検査(注3)	—	—				
				—	第十一条第6項(※2) 連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の作動検査(注3)	—	—				
				—	第十一条第7項(※2) 過加熱防止機構の作動検査(注3)ー	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R II	焼結炉 R II	—	搬送	第十六条	—	—	作動試験 機能・性能試験	B	1.2 M	今回対象外(注1、注2、注6)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十一条第3項(※2) 緊急遮断弁の作動検査(注6)	—	—				
				—	第十一条第5項(※2) 可燃性ガス検知器の警報装置の作動検査(注1) 連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の作動検査(注1) パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査(注6)	—	—				
				—	第十二条第6項(※2) 過加熱防止機構の作動検査(注2)	—	—				
				—	第十二条第7項(※2) 自動蓄素ガス切り替え機構の作動検査(注1) 異常圧逃がし機構の作動検査(注6)	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	積載装置 R I	—	搬送	第十六条	—	—	作動試験	C	1.2 M	今回対象外(注3)
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—				
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	—	—	溢水	第十二条第1項	—	—	作動試験	C	1.2 M	今回対象外(注3)
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	—	—				
				—	第四条第1項 第四条第2項	—	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名稱	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 作動試験	保全重要度 C	保全形式 又は頻度 1.2M	備考
				区分	条項番号	点検及び試験の項目 作動試験					
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	ペレット搬送装置 RII(1)	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	—	—	—	—	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	積載装置 RII	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	—	—	—	—	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	研磨洗浄装置 RI	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	設備内風速・負圧の確認検査(注3)	—	—	—	—	今回対象外(注3)
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注3)	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	研磨洗浄装置 RI の付属設備 淨装置 RI の付属設備	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	—	—	—	—	今回対象外(注3)
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注3)	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—
ハ、 成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	研磨洗浄装置 RII	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	—	—	—	—	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	供給制限インターロックの作動検査(注2)	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 作動試験	保全重要度 C	保全形式 又は頻度 1.2M	備考
				区分	条項番号	点検及び試験の項目 作動試験	保全重要度 C				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	研磨液ろ過装置 RII	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	—	—	—	—	今回対象外(注2)
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	モノレールホイスト No.1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	ダブルレールホイスト R II No.1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	熔焼炉 No.1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第6項(※2)	過加熱防止機構の作動検査(注2)	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	—	—	—	—	—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分		設置場所		機器名		加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目		保全形式	
重要度	又は頻度	備考											
外観点検	作動試験	No. 1 の付属設備		入口ボックスタス（焙燒炉）		—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	C	1.2 M	今回対象外(注2)	
—	—	地盤		—	第五条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	地震		—	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	閉じ込め		—	第十条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	火災等		—	第十一条第3項	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	溢水		—	十二条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	安全機能		—	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	搬送		—	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	—
外観点検	作動試験	No. 1 の付属設備		排出部コンベア（焙燒炉）		—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	C	1.2 M	今回対象外(注2)	
—	—	地盤		—	第五条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	地震		—	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	閉じ込め		—	第十条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	火災等		—	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	溢水		—	十二条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	安全機能		—	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	搬送		—	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	—
外観点検	作動試験	No. 1 の付属設備		出口ボックスタス（焙燒炉）		—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	C	1.2 M	今回対象外(注2)	
—	—	地盤		—	第五条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	地震		—	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	閉じ込め		—	第十条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	火災等		—	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	溢水		—	十二条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	安全機能		—	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	搬送		—	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	—
機能・性能試験	機能・性能試験	No. 2 の付属設備		焙燒炉 No. 2		—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	C	1.2 M	今回対象外(注2)	
—	—	地盤		—	第五条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	地震		—	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	閉じ込め		—	第十条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	火災等		—	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	溢水		—	十二条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	安全機能		—	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	搬送		—	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	—
外観点検	外観点検	No. 2 の付属設備		入口ボックスタス（焙燒炉）		—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	C	1.2 M	今回対象外(注2)	
—	—	地盤		—	第五条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	地震		—	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	閉じ込め		—	第十条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	火災等		—	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	溢水		—	十二条	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	安全機能		—	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	搬送		—	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工認における施設名稱		設置場所		機器名		区分		加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目		保全形式	
施設区分		設置場所	機器名	機器名	機器名	区分	区分	条項番号	条項番号	条項番号	条項番号	点検試験	保全重要度	保全形式	備考
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅱ	出口ボックス（焙燒炉 No.2の付属設備）	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査	—	—	—	—	—	作動試験 外観点検	C	1.2M	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅠ	焙燒炉No.3	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅠ	入口ボックス（焙燒炉 No.3の付属設備）	—	地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅠ	出口ボックス（焙燒炉 No.3の付属設備）	—	閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅠ	焙燒炉No.4	—	火災等	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注3)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	火災等	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注3)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	火災等	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注3)
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	火災等	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室RⅡ	—	搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注3)

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分		設置場所		機器名		加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目		保全形式	
施設区分	設置場所	機器名	機器名	区分	条項番号	点検	重要度	保全	形式	度	又は頻度	備考	
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	入口ボックス（焙燒炉 No.4 の付属設備）	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査	—	作動試験 外観点検	C	1.2 M	—	—	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—	—	
				地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査	—	—	—	—	—	—	
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—	—	
				火災等	第十一条第3項	—	—	—	—	—	—	—	
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	出口ボックス（焙燒炉 No.4 の付属設備）	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査	—	作動試験 外観点検	C	1.2 M	—	—	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—	—	
				地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査	—	—	—	—	—	—	
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—	—	
				火災等	第十一条第3項	—	—	—	—	—	—	—	
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	焙燒炉 No.5	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	機能・性能 試験	C	1.2 M	今回対象外(注2)	—	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—	—	
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	—	
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—	—	
				火災等	第十一条第6項(※2)	過加熱防止機構の作動検査(注2)	—	—	—	—	—	—	
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	粉末取扱ボックス RII No.2	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2)	—	作動試験 外観点検	C	1.2 M	今回対象外(注2)	—	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—	—	
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	—	
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—	—	
				火災等	第十一条第3項	設備内風速・負圧の確認検査(注2)	—	—	—	—	—	—	
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—	—	
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	スカラップ昇降装置 No.1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	バッヂ供給インターロックの作動検査	—	作動試験 機能・性能 試験	C	1.2 M	—	—	
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—	—	
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	—	
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—	—	
				火災等	第十一条第3項	—	—	—	—	—	—	—	
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	
				搬送	第十六条	—	—	搬送設備の停電時保持能力検査	—	—	—	—	

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 外観点検	保全重要度 C	保全形式 又は頻度 1.2M
				区分	条項番号	点検及び試験の項目 外観点検	保全重要度 C			
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	スクラップ投入ボックス No.1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査	—	作動試験 外観点検	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条	第十一条第3項	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	ハッチ供給インターロックの作動検査	—	作動試験 外観点検	—	—
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条	第十二条第3項	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	ハッチ供給インターロックの作動検査	—	作動試験 外観点検	—	—
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条	第十二条第3項	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	ハッチ供給インターロックの作動検査	—	作動試験 機能・性能 試験	—	—
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条	第十二条第3項	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	—	作動試験 外観点検	—	—
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条	第十二条第3項	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	—	作動試験 外観点検	—	—
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条	第十二条第3項	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	—	作動試験 外観点検	—	—
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条	第十二条第3項	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	—	作動試験 外観点検	—	—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分		設置場所		機器名		加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目		保全形式	
施設区分	設置場所	設備・機器名	機器名	区分	条項番号	点検	試験	重要度	度	又は頻度	備考		
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	スクラップブラン粉末混合機 RII	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査	—	—	C	1.2M			
				地盤	第五条	—	—	—	—	—			
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—			
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—			
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—			
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—			
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—			
				搬送	第十六条	ハッチ供給インターロックの作動検査	—	—	作動試験 外観点検	C	1.2M		
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 RII	スクラップ取出ボックス RII	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	ハッチ供給インターロックの作動検査	—	—	—	—			
				地盤	第五条	—	—	—	—	—			
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—			
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査	—	—	—	—			
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—			
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—			
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—			
				搬送	第十六条	—	—	—	外観点検	C	1.2M		
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末保管棚	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	今回対象外(注3)		
				地盤	第五条	—	—	—	—	—			
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—			
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)	—	—	—	—			
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—			
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—			
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—			
				搬送	第十六条	供給制限インターロックの作動検査	—	—	作動試験 外観点検	C	1.2M		
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末作業ボックス No.1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—			
				地盤	第五条	—	—	—	—	—			
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—			
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査	—	—	—	—			
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—			
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—			
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—			
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—			
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 II	粉末作業ボックス No.2	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査	—	—	作動試験 外観点検	C	1.2M		
				地盤	第五条	—	—	—	—	—			
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—			
				閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査	—	—	—	—			
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—			
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—			
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—			
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—			

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	機器名	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 外観点検	保全重要度 C	保全形式 又は頻度 1.2M
				区分	条項番号	点検及び試験の項目 外観点検	保全重要度 C			
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	粉末作業ボックス No.3	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査	—	作動試験 外観点検	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—
				火災等	第十一条第3項	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	供給制限インターロックの作動検査(注3)	—	作動試験 外観点検	—	—
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査(注3)	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	第十一条第3項	—	—	—	—
				火災等	第十二条	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	供給制限インターロックの作動検査	—	作動試験 外観点検	—	—
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	第十一条第3項	—	—	—	—
				火災等	第十二条	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	供給制限インターロックの作動検査	—	作動試験 外観点検	—	—
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	第十一条第3項	—	—	—	—
				火災等	第十二条	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	供給制限インターロックの作動検査	—	作動試験 外観点検	—	—
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	第十一条第3項	—	—	—	—
				火災等	第十二条	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	供給制限インターロックの作動検査	—	作動試験 外観点検	—	—
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	第十一条第3項	—	—	—	—
				火災等	第十二条	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	供給制限インターロックの作動検査	—	作動試験 外観点検	—	—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分		設工認における施設名称		機器名		加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目		保全形式	
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器番号	区分	条項番号	区分	条項番号	検査項目	点検及び試験の項目	重要度	保全形式	備考	
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 R I	粉末取扱ボックス R I No.2	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	—	—	作動試験 外観点検	C	1.2M	今回対象外(注3)	
				地盤	第五条	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	
				地震	第十条	第十一条第3項	—	—	—	—	—	—	
				火災等	—	—	—	—	—	—	—	—	
				溢水	十二条	—	—	—	—	—	—	—	
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	—	
				搬送	第十六条	第十七条	供給制限インターロックの作動検査	—	作動試験 機能・性能試験	C	1.2M	—	
					—	第十八条	—	—	—	—	—	—	
					地盤	第五条	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	
					地震	第十条	第十一条第3項	—	—	—	—	—	
					火災等	十二条	—	—	—	—	—	—	
					溢水	十二条	—	—	—	—	—	—	
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	
					搬送	第十六条	第十七条	供給制限インターロックの作動検査(注3)	—	作動試験 機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注3)
						第十八条	—	—	—	—	—	—	
					地盤	第五条	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	
					地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	
					火災等	第十条	第十一条第3項	—	—	—	—	—	
					溢水	十二条	—	—	—	—	—	—	
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	
					搬送	第十六条	第十七条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)	—	作動試験 外観点検	C	1.2M	今回対象外(注3)
						第十八条	—	—	—	—	—	—	
					地盤	第五条	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	
					地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	
					火災等	第十条	第十一条第3項	—	—	—	—	—	
					溢水	十二条	—	—	—	—	—	—	
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	
					搬送	第十六条	第十七条	搬送	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注3)
						第十八条	—	—	—	—	—	—	
					地盤	第五条	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	
					地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—	
					火災等	第十条	第十一条第3項	—	—	—	—	—	
					溢水	十二条	—	—	—	—	—	—	
					安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—	
					搬送	第十六条	第十七条	搬送	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注3)
						第十八条	—	—	—	—	—	—	

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分		設工設ににおける施設名称		加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式又は頻度	備考
施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	条項番号	検査項目					
ハ、成型施設	加工工場 粉末調整室	昇降装置フード	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	外観・点検	C	1.2M	今回対象外(注3)
			地盤	第五条 第六条第1項(※2)	—	—	—				
			地震	閉じ込め 火災等	第十一条 第十二条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)	—				
			溢水	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
			搬送	搬送	第十六条 第十七条	—	—				
	加工工場 粉末調整室	粉末取出ボックス	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	外観・点検	C	1.2M	今回対象外(注3)
			地盤	第五条 第六条第1項(※2)	—	—	—				
			地震	閉じ込め 火災等	第十一条 第十二条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)	—				
			溢水	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
			搬送	搬送	第十六条 第十七条	供給制限インターロックの作動検査(注3)	—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 I	洗浄処理設備 No. 1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	—	作動試験 外観・点検	C	1.2M	今回対象外(注3)
			地盤	第五条 第六条第1項(※2)	—	—	—				
			地震	閉じ込め 火災等	第十一条 第十二条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)	—				
			溢水	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
			搬送	搬送	第十六条 第十七条	供給制限インターロックの作動検査(注3)	—				
	加工工場 ペレット加工室 II	洗浄処理設備 R I	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	—	作動試験 外観・点検	C	1.2M	今回対象外(注3)
			地盤	第五条 第六条第1項(※2)	—	—	—				
			地震	閉じ込め 火災等	第十一条 第十二条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)	—				
			溢水	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
			搬送	搬送	第十六条 第十七条	供給制限インターロックの作動検査(注3)	—				
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室 III	洗浄処理設備 R II	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	—	作動試験 外観・点検	C	1.2M	今回対象外(注3)
			地盤	第五条 第六条第1項(※2)	—	—	—				
			地震	閉じ込め 火災等	第十一条 第十二条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)	—				
	加工工場 ペレット加工室 IV	洗浄処理設備 R III	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注3)	—	作動試験 外観・点検	C	1.2M	今回対象外(注3)
			地盤	第五条 第六条第1項(※2)	—	—	—				
			地震	閉じ込め 火災等	第十一条 第十二条	設備内風速・負圧の確認検査(注3)	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

		設工認における施設名稱		加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目		保全形式	
施設区分	設置場所	設備・機器名稱	機器名	区分	条項番号			重要度	度	備考	
ハ、成型施設	加工工場 ペレット加工室Ⅰ	スタック乾燥装置 No.1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注3)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十一条第6項	過加熱防止機構の作動検査(注3)	—				
				溢水	十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	—	—				
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注3)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条	過加熱防止機構の作動検査(注3)	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	—	—				
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注3)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)	—				
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	機能・性能 試験	C	1.2M	今回対象外(注3)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注3)	—				
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	作動試験	C	1.2M	今回対象外(注2、注5)
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	—	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 作動試験	保全重要度 C	保全形式 又は頻度 1.2M	備考
				区分	条項番号	点検及び試験の項目 作動試験					
二、被覆施設	加工工場 組立室	燃料棒移載装置 No. 2	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2、注5)	—	—	—	—	今回対象外(注2、注5)
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—
				臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2、注5)	—	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—
三、被覆施設	加工工場 組立室	燃料棒移載装置 No. 3	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	供給制限インターロックの作動検査(注2、注5)	—	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	—	—	—	—	—	—
二、被覆施設	加工工場 組立室	燃料棒運搬台車（ラック マスター）	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	—	—	—	—	—
才、組立施設	加工工場 組立室	天井走行クレーン	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	—	—	—	—	—
才、組立施設	加工工場 組立室	容量 0.45t 付属クレーン	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
				閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	—	—	—	—	—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名稱	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式	備考
				区分	条項番号	点検	試験				
～、貯蔵施設	加工工場 搬出入室I	クレーン	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室I	ホイストSI No.1	—	地盤	第五条	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室I	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	地震	第六条第1項(※2)	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室III	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	閉じ込め	第十条	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室VI	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	火災等	第十二条	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室VI	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	溢水	第十二条	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室VI	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室VI	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室I	ホイストSI No.1	—	地盤	第四条第1項 第四条第2項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室I	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	地震	第六条第1項(※2)	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室I	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	閉じ込め	第十条	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室I	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	火災等	第十二条	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室I	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	溢水	第十二条	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室I	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室I	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室III	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	地盤	第五条	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室III	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	地震	第六条第1項(※2)	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室III	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	閉じ込め	第十条	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室III	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	火災等	第十二条	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室III	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	溢水	第十二条	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室III	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室III	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室VI	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	地盤	第五条	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室VI	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	地震	第六条第1項(※2)	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室VI	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	閉じ込め	第十条	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室VI	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	火災等	第十二条	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室VI	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	溢水	第十二条	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室VI	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室VI	ウラン粉末運搬台車(スッタッカーケーン)	—	搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査(注2)	—	機能・性能試験	C	1.2M	今回対象外(注2)

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式 又は頻度	備考
				区分	条項番号	検査項目	点検及び試験の項目				
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室VI	ハンドクレーンNo.1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	機能・性能 試験	C	1.2M		
				地盤	第五条	—					
				地震	第六条第1項(※2)	—					
				閉じ込め	第十条	—					
				火災等	第十二条第3項	—					
				溢水	第十二条	—					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—					
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	搬送設備の停電時保持能力検査	機能・性能 試験	C	1.2M	
～、貯蔵施設	加工工場 原料貯蔵室VI	ハンドクレーンNo.2	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	機能・性能 試験	C	1.2M		
				地盤	第五条	—					
				地震	第六条第1項(※2)	—					
				閉じ込め	第十条	—					
				火災等	第十二条第3項	—					
				溢水	第十二条	—					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—					
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	搬送設備の停電時保持能力検査	機能・性能 試験	C	1.2M	
～、貯蔵施設	加工工場 ペレット貯蔵エリアI	ペレット運搬台車	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	機能・性能 試験	C	1.2M		
				地盤	第五条	—					
				地震	第六条第1項(※2)	—					
				閉じ込め	第十条	—					
				火災等	第十二条第3項	—					
				溢水	第十二条	—					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—					
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	搬送設備の停電時保持能力検査	機能・性能 試験	C	1.2M	
～、貯蔵施設	加工工場 ペレット貯蔵室	昇降台No.1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	機能・性能 試験	C	1.2M		
				地盤	第五条	—					
				地震	第六条第1項(※2)	—					
				閉じ込め	第十条	—					
				火災等	第十二条第3項	—					
				溢水	第十二条	—					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—					
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	搬送設備の停電時保持能力検査	機能・性能 試験	C	1.2M	
～、貯蔵施設	加工工場 ペレット貯蔵室	昇降台No.2	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	機能・性能 試験	C	1.2M		
				地盤	第五条	—					
				地震	第六条第1項(※2)	—					
				閉じ込め	第十条	—					
				火災等	第十二条第3項	—					
				溢水	第十二条	—					
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—					
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	搬送設備の停電時保持能力検査	機能・性能 試験	C	1.2M	

表1-2 施設管理実施計画(技術基準との対応整理)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目 機能・性能 試験	保全重要度 C	保全形式 又は頻度 1.2M	備考
				区分	条項番号	検査項目	点検及び試験の項目 機能・性能 試験				
～、貯蔵施設	加工工場 入出荷ヤード	天井走行クレーン	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	機能・性能 試験	C	1.2M	
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	搬送設備の停電時保持能力検査	機能・性能 試験	C	1.2M	
～、貯蔵施設	加工工場 容器保管室	容器保管室天井走行クレーン	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	機能・性能 試験	C	1.2M	
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	搬送設備の停電時保持能力検査	機能・性能 試験	C	1.2M	
～、貯蔵施設	加工工場 集合体貯蔵エリアI	地下式集合体貯蔵庫	漏水検知器 排水ポンプ	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	機能・性能 試験	C	1.2M	
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	漏洩検知器及び排水ポンプの作動検査				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	—	—	機能・性能 試験	C	1.2M	
ト、放射性廃棄物の焼却施設	廃棄物倉庫II 廃棄物貯蔵室IV	天井走行クレーン	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—				
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				溢水	第十二条	—	—				
				安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	—	—				
				搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	搬送設備の停電時保持能力検査	機能・性能 試験	C	1.2M	

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

設工課における施設名称		設置場所		設備・機器名称		機器名		加工施設の技術基準		検査項目		点検及び 試験の項目	保全 重要度	保全形式 又は頻度	備考	
施設区分						区分	条項番号	第四条第1項	—	—	—	作動試験 機能・性能 試験				
ト、放射性 廃棄物の廃 炉室 施設	廃棄物処理棟 廃棄物の廃 炉室	廃却炉	—	—	—	臨界	第四条第1項	—	—	—	—	—	緊急遮断弁の作動検査(注6) 可燃性ガス検知器の警報作動検査(注1) 過加熱防止機構の作動検査(注2) 異常圧逃がし機構の作動検査(注6) 失火検知機構の作動検査(注6)	B	1.2M	今回対象外(注1、注2、注6)
						地盤	第五条	—	—	—	—	—				
						地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—				
						閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—				
						火災等	第十一条第1項(※2)	—	—	—	—	—				
	廃棄物処理棟 廃棄物の廃 炉室	廃却炉充填装置	—	—	—	臨界	第十二条	—	—	—	—	—	外観点検	C	1.2M	今回対象外(注2)
						地盤	第十四条第1項	—	—	—	—	—				
						地震	第十五条第2項	—	—	—	—	—				
						搬送	第十六条	—	—	—	—	—				
						臨界	第四条第1項	—	—	—	—	—				
ト、放射性 廃棄物の廃 炉室 施設	廃棄物処理棟 廃棄物の廃 炉室	セラミックフィルタ灰充 填装置	—	—	—	臨界	第四条第2項	—	—	—	—	—	設備内風速・負圧の確認検査(注2) —	C	1.2M	今回対象外(注2)
						地盤	第五条	—	—	—	—	—				
						地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—				
						閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—				
						火災等	第十二条	—	—	—	—	—				
	廃棄物処理棟 廃棄物の廃 炉室	—	—	—	—	溢水	第十三条	—	—	—	—	—	設備内風速・負圧の確認検査(注2) —	C	1.2M	今回対象外(注2)
						安全機能	第十四条第1項	—	—	—	—	—				
						搬送	第十四条第2項	—	—	—	—	—				
						臨界	第十六条	—	—	—	—	—				
						地盤	第五条	—	—	—	—	—				
ト、放射性 廃棄物の廃 炉室 施設	廃棄物処理棟 廃棄物の廃 炉室	セラミックフィルタ灰充 填装置	—	—	—	臨界	第四条第1項	—	—	—	—	—	外観点検	C	1.2M	今回対象外(注2)
						地盤	第五条	—	—	—	—	—				
						地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—				
	廃棄物処理棟 廃棄物の廃 炉室	—	—	—	—	閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	設備内風速・負圧の確認検査(注2) —	C	1.2M	今回対象外(注2)
						火災等	第十二条	—	—	—	—	—				
						溢水	第十三条	—	—	—	—	—				
ト、放射性 廃棄物の廃 炉室 施設	廃棄物処理棟 廃棄物の廃 炉室	—	—	—	—	安全機能	第十四条第1項	—	—	—	—	—	外観点検	C	1.2M	今回対象外(注2)
						搬送	第十六条	—	—	—	—	—				
	廃棄物処理棟 廃棄物の廃 炉室	—	—	—	—	臨界	第四条第1項	—	—	—	—	—	外観点検	C	1.2M	今回対象外(注2)
						地盤	第五条	—	—	—	—	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	機器名	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式	備考
				区分	条項番号	外観点検	又は觸度				
ト・放射性 廃棄物の処理 施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室II	切断式解体装置 (フィル タ振動装置)	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	外観点検	C	1.2M	
				地盤	第五条	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査	—			
				地震	第十条	第十二条第3項	—	—			
				火災等	—	—	—	—			
				溢水	第十二条	第十四条第1項	—	—			
				安全機能	第十四条第2項	—	—	—			
				搬送	第十六条	—	—	外観点検	C	1.2M	
ト・放射性 廃棄物の処理 施設	廃棄物処理棟 廃棄物処理室II	切断式解体装置 (フィル タ解体装置)	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	—			
				地盤	第五条	第六条第1項(※2)	設備内風速・負圧の確認検査	—			
				地震	第十条	第十二条第3項	—	—			
				火災等	—	—	—	—			
				溢水	第十二条	—	—	—			
				安全機能	第十四条第1項	—	—	—			
				搬送	第十六条	—	—	—			

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	区分	加工施設の技術基準 条項番号	検査項目	点検及び 試験の項目	保全重要度	保全形式 又は頻度	備考
ト・放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 室	廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.1	地盤 地震 閉じ込め 火災等 溢水	第五条 第六条第1項(※2) 第十一条 第十二条 第十三条第3項	— — — — —	外観点検 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作検査	C C	1.2M 1.2M	
ト・放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 室	廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.2	地盤 地震 閉じ込め 火災等 溢水	第五条 第六条第1項(※2) 第十一条 第十二条 第十三条第3項	— — — — —	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作検査	C C	1.2M 1.2M	
ト・放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 室	廃液処理設備	蒸発乾固装置	地盤 地震 閉じ込め 火災等 溢水	第五条 第六条第1項(※2) 第十一条 第十二条 第十四条第1項 第十八条第1項	— — — — —	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作検査	C C	1.2M 1.2M	
ト・放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 室	排水貯溜設備	集水槽No.1	地盤 地震 閉じ込め 火災等 溢水	第五条 第六条第1項(※2) 第十一条 第十二条 第十四条第2項 第十八条第1項	— — — — —	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作検査	C C	1.2M 1.2M	
ト・放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 室	廃液処理設備								

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名 集水槽 No. 2	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び 試験の項目 外観点検	保全重要度 C	保全形式 又は頻度 1.2M	備考
				区分 第五条	条項番号 第六条第1項(※2)	—	—				
ト・放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯留設備	地盤 閉じ込め 火災等 溢水 警報	第十条 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項 第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 — —	—	—	外観点検	C	1.2M	
ト・放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯留設備	地盤 閉じ込め 火災等 溢水 警報	第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項 第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 — —	—	—	外観点検 機能・性能試験	C	1.2M	
ト・放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯留設備	地盤 閉じ込め 火災等 溢水 警報	第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項 第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 — —	—	—	外観点検 機能・性能試験	C	1.2M	
ト・放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯留設備	地盤 閉じ込め 火災等 溢水 警報	第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項 第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 — —	—	—	外観点検 機能・性能試験	C	1.2M	
ト・放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 廃液処理室	排液貯留設備	地盤 閉じ込め 火災等 溢水 警報	第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十二条 第十五条第1項 第十五条第2項 第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 — —	—	—	外観点検 機能・性能試験	C	1.2M	

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準 区分	検査項目	点検及び 試験の項目 外観点検 機能・性能 試験	保全重要度	保全形式 又は頻度	備考
ト・放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場 廃液室	排液貯留設備	排液貯槽 No.4	第五条 第六条第1項(※2)	—	—	C	1.2M	
			地盤 地震 閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査	—			
			火災等	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査	—			
			溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査	—			
			安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査	—			
			警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査	—			
			廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査	—			
ト・放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場 製造支援 室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No.2	第五条 第六条第1項(※2)	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			地盤 地震 閉じ込め	第十条	設備内風速・負圧の確認検査(注2)	—			
			火災等	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			廃棄	第二十条	—	—			
ト・放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場 製造支援 室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No.2 水槽①	第五条 第六条第1項(※2)	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			地盤 地震 閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			火災等	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			安全機能	第十四条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			警報	第十八条第2項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			廃棄	第二十条	—	—			
ト・放射性 廃棄物の廃 棄施設	加工工場 製造支援 室	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 No.2 水槽②	第五条 第六条第1項(※2)	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			地盤 地震 閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			火災等	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			溢水	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査(注2)	—			
			廃棄	第二十条	—	—			

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式	備考
				区分	条項番号	外観点検	操作動検査				
ト・放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 製造支援室	沈殿処理設備	レシーバー	地盤	第五条	—	—	外観点検	C	1.2M	今回対象外(注2)
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)	—				
				火災等	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)	—				
				溢水	第十三条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—				
					第十四条第2項	—	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査(注2)	—				
				廃棄	第二十条	—	—	外観点検	C	1.2M	
ト・放射性廃棄物処理棟 廃液廃棄施設	廃棄物処理室	廃液処理設備	凝集沈殿槽	地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	—				
				火災等	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	—				
				溢水	第十三条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—				
					第十四条第2項	—	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	—				
				廃棄	第二十条	—	—	外観点検	C	1.2M	
ト・放射性廃棄物処理棟 廃液排液貯留設備	廃棄物処理室	受水集水槽	地盤	第五条	—	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	—				
				火災等	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	—				
				溢水	第十三条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—				
					第十四条第2項	—	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	—				
				廃棄	第二十条	—	—	外観点検	C	1.2M	
ト・放射性廃棄物処理棟 廃液排液設備	廃棄物処理室	排液貯槽No.1	地盤	第五条	—	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	—				
				閉じ込め	第十条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	—				
				火災等	第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	—				
				溢水	第十三条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—	機能・性能試験	C	1.2M	
					第十四条第2項	—	—				
				警報	第十八条第1項	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	—				
				廃棄	第二十条	液体廃棄設備の処理能力検査	—				

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準 区分	検査項目	点検及び 試験の項目	保全重要度	保全形式	備考
ト・放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 処理室	産液 排液貯留設備	排液貯槽 No.2	第五条 第六条第1項(※2)	— —	外観点検 機能・性能試験	C	1.2M	
			地盤 閉じ込め	第十一条 第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査	— —			
			火災等 溢水	第十二条 第十三条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査	— —			
ト・放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理棟 処理室	産液 排液貯留設備	排液貯槽 No.3	第五条 第六条第1項(※2)	— —	外観点検 機能・性能試験	C	1.2M	
			地盤 閉じ込め	第十一条 第十二条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査	— —			
			火災等 溢水	第十二条 第十三条	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報動作動検査	— —			
ト・放射性廃棄物の廃棄施設	加工工場 処理室	放専管 ドクトチャンバー	—	第十四条第1項 第十四条第2項 第十八条第1項 第十八条第2項	— — — —	外観点検 機能・性能試験	C	1.2M	
			地盤 閉じ込め	第六条第1項(※2) 第十一条 第十二条	設備内風速・負圧の確認検査 — —				
			火災等 溢水	第十二条 第十三条	— —				
			安全機能	第十四条第1項 第十四条第2項	— —				
チ・放射線管理施設	加工工場 蔵エリア1	集合体貯 エリアモニタ No.1	検出器	第五条 第六条第1項(※2) 第十二条第3項 第十四条第1項 第十四条第2項 第十八条第1項 第十九条 非常用電源	— — — — — — —	機能・性能試験	C	1.2M	
			地盤 火災等 安全機能 放管	第五条 第六条第1項(※2) 第十二条第3項 第十四条第1項 第十四条第2項 第十八条第1項 第十九条 — — — — — — —	— — — — — — —				
			警報	第十五条 第十六条 第十七条 第十八条第1項 第十九条 — — — — — — —	γ線エリアモニタの警報動作検査 — — — — — — —				
			地盤 火災等 安全機能 警報 放管	第五条 第六条第1項(※2) 第十二条第3項 第十四条第1項 第十四条第2項 第十八条第1項 第十九条 — — — — — — —	— — — — — — —	機能・性能試験	C	1.2M	

表1-2 施設管理実施計画(技術基準との対応整理)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	保全度	保全形式	備考
				区分	条項番号	検査項目	点検及び試験の項目				
チ. 放射線 管理施設	加工工場 加工室 I	エリアモニタ No. 3	検出器	地盤	第五条	—	機能・性能	C	1.2 M	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	試験	—	—	—	—
				火災等	第十一條第3項	—	—	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項	—	—	—	—	—	—
				警報	第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				放管	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報(作動)検査	—	—	—	—	—
				非常用電源	第十九条	—	—	—	—	—	—
				地盤	第二十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				地震	第五条	—	機能・性能	C	1.2 M	—	—
				火災等	第六条第1項(※2)	—	試験	—	—	—	—
				安全機能	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				警報	第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				放管	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報(作動)検査	—	—	—	—	—
				非常用電源	第十九条	—	—	—	—	—	—
				地盤	第二十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				地震	第五条	—	機能・性能	C	1.2 M	—	—
				火災等	第六条第1項(※2)	—	試験	—	—	—	—
				安全機能	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				警報	第十四条第1項	—	—	—	—	—	—
				放管	第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				非常用電源	第十九条	—	—	—	—	—	—
				地盤	第二十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				地震	第五条	—	機能・性能	C	1.2 M	—	—
				火災等	第六条第1項(※2)	—	試験	—	—	—	—
				安全機能	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
				警報	第十四条第1項	—	—	—	—	—	—
				放管	第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				非常用電源	第二十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	機能・性能	C	1.2 M	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	試験	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項	—	—	—	—	—	—
				警報	第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				放管	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報(作動)検査	—	—	—	—	—
				非常用電源	第二十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	機能・性能	C	1.2 M	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	試験	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項	—	—	—	—	—	—
				警報	第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				放管	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報(作動)検査	—	—	—	—	—
				非常用電源	第二十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
				地震	第六条第1項(※2)	—	機能・性能	C	1.2 M	—	—
				火災等	第十二条第3項	—	試験	—	—	—	—
				安全機能	第十四条第1項	—	—	—	—	—	—
				警報	第十四条第2項	—	—	—	—	—	—
				放管	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報(作動)検査	—	—	—	—	—
				非常用電源	第二十四条第2項	—	—	—	—	—	—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	保全度	保全形式	備考
				区分	条項番号						
チ. 放射線 管理施設	加工工場 室VI	エリアモニタ No.12	検出器	地盤	第五条	—	—	機能・性能	C	1.2M	
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	試験			
				火災等	第十一條第3項	—	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—				
				警報	第十四条第2項	—	—				
				放管	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査	—				
チ. 放射線 管理施設	加工工場 燃料棒保 管室	エリアモニタ No.13	検出器	非常用電源	第二十九条第2項	—	—	機能・性能	C	1.2M	
				地盤	第五条	—	—	試験			
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—				
				警報	第十四条第2項	—	—				
チ. 放射線 管理施設	加工工場 集合体貯 蔵室	エリアモニタ No.14	検出器	放管	第十八条第1項	γ線エリアモニタの警報作動検査	—				
				非常用電源	第二十九条第2項	—	—	機能・性能	C	1.2M	
				地盤	第五条	—	—	試験			
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—				
チ. 放射線 管理施設	加工工場 容器保管 室	エリアモニタ No.15	検出器	警報	第十八条第2項	—	—	機能・性能	C	1.2M	
				放管	第十九条	γ線エリアモニタの警報作動検査	—	試験			
				非常用電源	第二十九条第2項	—	—				
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				火災等	第十二条第3項	—	—				
チ. 放射線 管理施設	原料貯蔵庫 原料貯 蔵室III	エリアモニタ No.9	検出器	安全機能	第十四条第1項	—	—				
				警報	第十八条第1項	—	—				
				放管	第十九条	γ線エリアモニタの警報作動検査	—	試験			
				非常用電源	第二十九条第2項	—	—				
				地盤	第五条	—	—				
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
チ. 放射線 管理施設	加工工場 給気室 I ニタ I	ダストモニタ (排氣用モ ーティ I)	—	火災等	第十二条第3項	—	—	機能・性能	C	1.2M	
				安全機能	第十四条第1項	—	—	試験			
				警報	第十四条第2項	—	—				
				放管	第十八条第1項	排氣・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	—				
				非常用電源	第二十九条第2項	—	—				

表1-2 施設管理実施計画(技術基準との対応整理)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	保全度	保全形式	備考
				区分	条項番号						
チ. 放射線 管理施設	加工工場 給気室 I (ダストモニタ (排気用モニタ II))			地盤	第五条	—	—	機能・性能	C	1.2M	
				地震	第六条第1項(※2)	—	—	試験			
				火災等	第十一條第3項	—	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—				
				警報	第十四条第2項	—	—				
				放管	第十八条第1項	排氣・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	—				
チ. 放射線 管理施設	加工工場 給気室 I (ダストモニタ (排気用モニタ 備機))			非常用電源	第二十四条第2項	—	—	機能・性能	C	1.2M	
				地盤	第五条	—	—	試験			
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				火災等	第十一條第3項	—	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—				
				警報	第十四条第2項	—	—				
チ. 放射線 管理施設	加工工場 排気室 (ダストモニタ (換気用モニタ I))			警報	第十八条第1項	排氣・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	—				
				放管	第十九条	—	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—	—	機能・性能	C	1.2M	
				地盤	第五条	—	—	試験			
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				火災等	第十一條第3項	—	—				
チ. 放射線 管理施設	加工工場 排気室 (ダストモニタ (換気用モニタ II))			安全機能	第十四条第1項	—	—				
				警報	第十八条第2項	排氣・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	—				
				放管	第十九条	—	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—	—	機能・性能	C	1.2M	
				地盤	第五条	—	—	試験			
				地震	第六条第1項(※2)	—	—				
チ. 放射線 管理施設	加工工場 排気室 (ダストモニタ (換気用モニタ III))			火災等	第十一條第3項	—	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—				
				警報	第十八条第1項	排氣・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	—				
				放管	第十九条	—	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—	—	機能・性能	C	1.2M	
				地盤	第五条	—	—	試験			
チ. 放射線 管理施設	廃棄物処理棟 排気室 (ダストモニタ (排気用モニタ II))			地震	第六条第1項(※2)	—	—				
				火災等	第十一條第3項	—	—				
				安全機能	第十四条第1項	—	—				
				警報	第十四条第2項	排氣・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	—				
				放管	第十九条	—	—				
				非常用電源	第二十四条第2項	—	—	機能・性能	C	1.2M	

表1-2 施設管理実施計画(技術基準との対応整理)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目	保全重要度	保全形式	備考
				区分	条項番号	検査項目	外観点検				
リ・その他 の加工施設	加工工場 分析室III	ドラフトチャンバーNo.1	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	— —	—	C	1.2M	—	—
リ・その他 の加工施設	加工工場 分析室III	ドラフトチャンバーNo.2	—	臨界	第五条 第六条第1項(※2) 第十一条 第十二条 第十四条第1項 第十四条第2項	— 設備内風速・負圧の確認検査 — — — —	—	—	—	—	—
リ・その他 の加工施設	加工工場 分析室III	ドラフトチャンバーNo.3	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項 第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十二条 第十三条 第十四条第1項 第十四条第2項	— 設備内風速・負圧の確認検査 — — — — — —	—	—	—	—	—
ハ、成型施 設	加工工場 ベレット加工室RII	ベレット貯蔵容器搬送装置 RII(5)	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項 第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十二条 第十三条 第十四条第1項 第十四条第2項	— — — — — — — — —	—	機能・性能 試験	1.2M	今回対象外(注2)	—
ハ、成型施 設	加工工場 ベレット加工室RII	ベレット貯蔵容器搬送装置 RII(5)	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項 第五条 第六条第1項(※2) 第十条 第十二条 第十三条 第十四条第1項 第十四条第2項	— — — — — — — — —	—	機能・性能 試験	1.2M	今回対象外(注2)	—

表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）

施設区分		設置場所		設備・機器名称		機器名		加工施設の技術基準		検査項目		点検及び試験の項目		保全形式	
設	成形施	加工工場	ペレット加工工場 RII	ペレット貯蔵容器昇降装置	R II	—	—	区分	条項番号	—	—	機能・性能	重要度	C	又は頻度
ハ、成形施	設	加工工場	ペレット加工工場 RII	ペレット貯蔵容器昇降装置	R II	—	—	臨界	第四条第1項 第四条第2項	—	—	試験	12M	—	備考
地盤	設	加工工場	ペレット加工工場 RII	ペレット貯蔵容器昇降装置	R II	—	—	地盤	第五条	—	—	—	—	—	—
地震	設	加工工場	ペレット加工工場 RII	ペレット貯蔵容器昇降装置	R II	—	—	地震	第六条第1項(※2)	—	—	—	—	—	—
閉じ込め	設	加工工場	ペレット加工工場 RII	ペレット貯蔵容器昇降装置	R II	—	—	閉じ込め	第十条	—	—	—	—	—	—
火災等	設	加工工場	ペレット加工工場 RII	ペレット貯蔵容器昇降装置	R II	—	—	火災等	第十二条第3項	—	—	—	—	—	—
溢水	設	加工工場	ペレット加工工場 RII	ペレット貯蔵容器昇降装置	R II	—	—	溢水	第十二条	—	—	—	—	—	—
安全機能	設	加工工場	ペレット加工工場 RII	ペレット貯蔵容器昇降装置	R II	—	—	安全機能	第十四条第1項	—	—	—	—	—	—
搬送	設	加工工場	ペレット加工工場 RII	ペレット貯蔵容器昇降装置	R II	—	—	搬送	第十六条	搬送設備の停電時保持能力検査	—	—	—	—	—

注1：下記検査項目の対象設備は、令和3年度以降に予定している新規制基準への適合確認を受けるまでの中止するため、検査をできる状態ではない。

- 可燃性ガス検知器の警報作動検査

・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査

・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査

注2：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。それ以外の設備は、加工施設の維持管理に不可欠な活動として使用するため今回の検査対象とする。

注3：下記検査項目の一部対象設備は、今後の設工認を受けて撤去予定のものであるため、検査をできる状態ではない。

- 放射性液体廃棄物の処理施設の液面高検知警報装置の警報作動検査
- 非常用電源設備の作動検査
- 過加熱防止機構の作動検査
- 搬送設備の停電時保持能力検査
- 設備内風速・負圧の確認検査
- バッテリ供給インターロックの作動検査
- 供給制限インターロックの作動検査

注4：建物・構築物外壁の健全性に関する目視検査を含む。

- 可燃性ガス検知器の警報作動検査

・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査

・過加熱防止機構の作動検査

・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査

・搬送設備の停電時保持能力検査

・設備内風速・負圧の確認検査

・供給制限インターロックの作動検査

注5：下記検査項目には、注1と同じ理由により今回対象外とする設備を含む。これら検査項目の対象設備は、従前の施設定期検査項目ではなく、從前の施設定期自主検査項目である。

- ・設備内風速・負圧の確認検査

- ・供給制限インタークロックの作動検査

- ・注6：下記検査項目は、注1と同じ理由により今回対象外とする。これら検査項目の対象設備は、今後の新規制基準対応工事により追加する機能にに対するものである。
 - ・異常圧逃がし機構の作動検査
 - ・失火検知機構の作動検査
 - ・フレームカーテンの作動状況確認検査
 - ・パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動検査
 - ・緊急遮断弁の作動検査

注7：対象の部屋は次のとおりである。

- ・加工工場 廃液処理室、排気室、粉末調整室、分析室I、分析室II、分析室III、ペレット加工室II、更衣室、洗濯室、放射線管理室、原料貯蔵室I、ペレット加工室I、ペレット貯蔵室、ペレット加工室R I、ペレット加工室R II、製造支援室

・廃棄物処理棟 炉室、廃棄物保管室I、廃棄物保管室II、廃棄物処理室I、廃棄物処理室II、廃液処理室I、排気室、更衣室

注8：対象の部屋は次のとおりである。

- ・加工工場 廃液処理室、排気室、粉末調整室、分析室I、分析室II、分析室III、ペレット加工室II、更衣室、原料貯蔵室I、ペレット加工室I、ペレット加工室R I、ペレット加工室R II、製造支援室
- ・廃棄物処理棟 炉室、廃棄物保管室I、廃棄物処理室I、廃棄物処理室II、廃液処理室I、排気室、更衣室

※1：長期施設管理方針に基づき、代表する建物・構築物を選定して建物・構築物の構造部材であるコンクリートについて、専門家によるアルカリ骨材、塩分量、圧縮強度及び中性化の調査や評価試験をコンクリート壁開口工事の機会を利用して10年以内に実施する（前回実績：コンクリート壁開工事は新規制対応工事で実施する予定であるため実績なし）。

※2：長期施設管理方針に基づき、代表する設備・機器とその部位を選定して、設備本体の肉厚測定を5年以内に、及びアンカーボルトの引き抜き試験を設備撤去・更新の機会を利用して10年以内に、それぞれ実施する。頻度、前回実績（従前の長期保全計画に基づき実施）、選定した代表設備・機器等を下表に示す。

区分	着眼点	実施内容	頻度	代表設備・機器	前回実績
地震 安全性確保	各設備共通のアンカーボルトの耐震 試験	アンカーボルトの引き抜き 試験	新規制基準への対 応工事を利用して 10年以内	新規制基準対応工事の 際に選定	2020年12月 (表内注1)
火災等 防止	可燃性ガス漏えいによる火災爆発の 防止	本体の肉厚測定による本体 の全面腐食の発生評価	5年以内	焼結炉No.3	2014年4月 (表内注2)
放射性物質漏 えい	放射性物質漏えいの防止	主排風機の入口接続部、ケ ーシング及び出口接続部内 面の全面腐食の発生評価	5年以内	固体廃棄設備	2018年10月

表内注1：加工施設の設備の撤去・更新は新規制基準対応工事で実施する予定であり、工事が当分先になるため、2020年度に行った使用施設の撤去工事の機会を利用し、アンカーボルトの引抜試験を実施した。

表内注2：2019年3月に水素貯蔵所から水素ガスを供給するガストレーラーを撤去したことにより、可燃性ガス漏えいによる火災爆発の可能
性はなくなったため、2019年度以降の肉厚測定は実施していない。ただし、2019年5月に、設備全体の老朽化発生の有無を確認するための総点検の中で、上記の肉厚測定に準じるものとして本体の全面腐食の目視点検を実施した。